

第百二十三回 参議院 科学技术特別委員会 會議録 第三号

平成四年三月六日(金曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 及川 順郎君
理事 岡部 三郎君
藤田 雄山君
三上 隆雄君
太田 淳夫君

委員 岡野 裕君
鹿熊 安正君
後藤 正夫君
山東 昭子君
前島英三郎君
吉川 芳男君
穂山 篤君
稲村 稔夫君
櫻井 規順君
竹村 泰子君
吉川 春子君
星川 保松君

国務大臣 国務大臣 谷川 寛三君
官房長 林 昭彦君
科学技術庁長官 須田 忠義君
科学技術政策局長 長田 英機君
科学技術振興局長 井田 勝久君
科学技術庁研究開発局長 石田 寛人君
科学技術庁原子力局長

事務局側 第三特別調査室 長 大平 芳弘君

説明員 防衛庁教育訓練局訓練課長 河尻 融君
防衛庁装備局武器部課長 相沢 史郎君
環境庁企画調整局地球環境部環境保全対策課長 柳下 正治君
外務省北米局地位協定課長 原田 親仁君
工業技術院総務部研究開発官 後藤 隆志君
資源エネルギー庁官房省エネ課長 上田 全宏君
省エネ課長 策課長 出村 能延君
労働省労働基準局補償課長 下田 智久君
労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

本日の会議に付した案件
○科学技術振興対策樹立に関する調査
(科学技術振興のための基本施策に関する件)

○委員長(及川順郎君) ただいまから科学技術特別委員会を開会いたします。

科学技術振興対策樹立に関する調査のうち、科学技術振興のための基本施策に関する件を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○藤田雄山君 現在の我が国を取り巻く状況を見ますと、ソ連邦の解体、欧州統合への着実な進展といった世界の構図の転換の一方で、民族紛争や核拡散への懸念が高まり、また地球環境問題、エネルギー問題など、人類が共同で取り組むべき課題も増大するなど、激動の時代の様相を示しております。

我が国は、このような時代の中で、二十一世紀に向かつて世界がより平和で豊かな社会を築いていくための方策を模索していかねばなりません。幸いにして、我が国は今や欧米と比肩し得る世界の技術先進国の一つとしての地位を築いております。我が党は科学技術立国への道を歩むことを最重点課題に挙げておりますが、科学技術は新しい物を生み出す力であり、経済社会の活力の源泉であります。二十一世紀に向けて、我が国の誇れる資産である頭脳資源を生かし、科学技術を発展させ、我が国の発展の基盤を確立するとともに、人類共通の知的ストックを拡大することにより世界に貢献することこそ今の我々に与えられた使命であると考えます。このような方向は、政府におかれましても去る一月に科学技術会議が取りまとめられました今後新世紀に向けてとるべき科学技術の総合的基本政策についての答申の中におかれましても指摘されており、まさに時宜を得た答申として高く評価したいと思っております。

先日、大臣は所信表明におかれまして、科学技術振興の上の重要課題について述べられておりましたが、本日はこの中でも特に重要なプロジェクトにつきまして質問させていただきますと思っております。

まず、がん撲滅のための方策について伺いたいと思っております。

現在、我が国におきましては四人に一人ががんによって亡くなられている状況でございます。死因の第一位となっておりますがんの撲滅は、国民のあるいは世界人類の悲願であります。これに対応して、現在、科学技術庁の放射線医学総合研究所において、重粒子線によりがんの治療を行うという画期的な方法を完成させるべく、重粒子線がん治療装置の建設が進められていると聞いております。

まず、その重粒子線がん治療の特徴について伺いたいと思っております。
○政府委員(石田寛人君) お答え申し上げます。放射線によりがん治療につきましては、既にエクス線とかガンマ線、これは先生方御承知のように光の仲間みたいなものでございますけれども、みだいなものを使う、あるいは電子線の利用が実用化されておりました。外科の療法それから化学療法と並びましてがんの重要な治療方法の一つとなつていっております。また、近年、治すことが難しい難治がんの治療に効果的な速中性子線あるいは陽子線等によりまして治療方法がそれぞれ開発されて、現在、放射線医学総合研究所あるいは筑波大学等におきまして治療が行われているところでございます。

御質問の重粒子線でございますけれども、重粒子と申しますのは、光の仲間よりもっと重い電子線、あるいはそれよりもっと重い中性子、陽子よりもっと重い炭素とかネオンとか珪素とか、そういう重粒子を加速する、そういう装置であるわけでございまして、速中性子線あるいは陽子線の持つております長所を兼ね備え、より一層すぐれた治療効果を有するものというふうに期待されているものでございます。

具体的に申しますれば、これら重粒子線によりがんの治療方法は、従来の放射線による治療

方法に比べてましてがん以外の正常組織の損傷が少ない、すなわち照射いたしますと一定の深さのところまでエネルギーをぐっと出してがん細胞を破壊するということという性質がございます。そういう性質を有しておること、それから先ほど申しましたように、非常に重い粒子でございますからがんに対するパンチが強い、すなわちがん細胞の殺傷力が強いということもございまして。そういうことございまして、従来の放射線では治療が困難でありましたところのがんみたいなものにも画期的な効果を発揮すること等々の特徴がございまして、がん撲滅のための有力な治療方法の一つとして期待されておるところでございます。

現在、放射線医学総合研究所におきまして対がん十カ年総合戦略の一環といたしまして重粒子線がん治療装置の建設を鋭意進めておるところでございます。

○藤田雄山君 我が国が世界に先駆けてこのような画期的な方法を確立することは、単に我が国のためのみならず、人類全体に貢献するものでありまして、我が国が世界に誇れる知的資産として世界に向けて発信できるものだと思います。今後、重粒子線によるがん治療の研究につきましては従来以上に積極的に取り組むべきものと考えておりますが、大臣のお考えをお伺いいたします。

○国務大臣(谷川寛三君) 申し上げるまでもないところでございますが、がんの撲滅は国民の悲願でございます。科学技術庁といたしましては、がん撲滅のためのすぐれた治療法として期待されております。ただいま局長からお答えいたしましたのが、重粒子線によるがんの治療法を開発いたしましたために、対がん十カ年総合戦略の一環といたしまして、放射線医学総合研究所におきまして重粒子線がん治療装置の建設を進めておるところでございます。現在、装置の建設は平成五年度の完成を目指しまして順調に進行中でございます。これと並行いたしまして、関係医療機関の協力を得まして臨床試験を行うための治療体制の整備にも着手しておるところでございます。

当庁といたしましては、平成四年度予算政府原案におきまして重粒子線がん治療の推進に必要な経費として約八十一億円を計上しておりますが、これは前年度比約十四億円、約二割の大幅な増額でございます。これでも政府のこの問題に取り組んでいる姿勢をお読み取り賜れるかと思っております。当庁といたしましては、このプロジェクトを最重点施策の一つといたしまして今後ともその推進に最大限の努力をしまる所存でございます。

○藤田雄山君 次に、宇宙開発、我々の夢をかき立てるものでありますけれども、宇宙の開発についてお聞きしたいと思っております。

近年、宇宙開発は、宇宙からの気象観測に基づき正確な天気予報でありますとか衛星放送の普及などを通じまして国民生活とますます密接な関係を持つようになってきております。また、世界的な課題といたしまして人類が共同で取り組まなければならない地球環境問題についても、その解決のために科学的知見の蓄積が不可欠であります。人工衛星による地球観測がその重要な手段としてクローズアップされておりますが、宇宙開発が夢の領域から実社会の領域の中に確実に根づきつつある今こそ宇宙開発を従来以上に強力に推進していくことが必要だと思っておりますが、大臣の御意見、御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷川寛三君) 宇宙は人類の夢と希望の源でありまして、その開発は国民生活の向上に大いに役立つばかりではなく、我が国の科学技術発展の牽引力になるものと思っております。広範かつ多様な宇宙開発活動を一層強力に推進していかなくやならぬ、こう考えておるところでございます。

こういった観点から、まず地球規模の環境問題の解決に向けた、今もお話ございました地球観測の充実、放送衛星の高出力化等、多様化し高度化する社会や国民のニーズに的確に対応していきたいと考えております。それからまた、必要な国際的水準の技術基盤の

確立に努めまして、これらの技術蓄積を行いまして宇宙ステーション計画等、我が国の国際的地位にふさわしい国際協力を積極的に推進していくことも考えております。また、我が国が宇宙開発活動を安定的に遂行していく上で不可欠な効率的な宇宙輸送システムを確立していきたい、こう考えております。H-IIロケット打ち上げ型の有翼回収機、H-OPE、それからスペースブレン、こういったものの研究などもやっておりまして、先導的な研究開発をこれから積極的に進めてまいりたい、こう考えております。こういうようなことで、引き続きまして積極的に宇宙開発に取り組んでいく所存でございます。

また、本年は御案内のとおり国際宇宙年でございます。まして、宇宙開発元年として決意も新たに我が国の宇宙開発利用の発展を図ってまいりたい、こう考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○藤田雄山君 大臣から、ことしは国際宇宙年だということお話ございました。これは宇宙開発に関する国際協力を一層進めるとともに、宇宙開発に関する国民の意識の高揚をもたらし、我が国の宇宙開発の一層の推進に弾みをつける絶好の機会と考えております。国際宇宙年にどのように取り組もうとしているのか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○政府委員(井田勝久君) ことしは今お話しのように国際宇宙年でございます。ことし、一九九二年はコロンブスのアメリカ大陸の発見から五百年、そしてまた国際地球観測年及びスポーツニク一号の打ち上げから三十五年に当たります。そういうことで新たな宇宙航海時代、こういうことをこれから目指している、こういうことで各国が賛同いたしまして、一九八九年の国連総会でございますが、そこで支持を得て決まったものでございます。このテーマといたしましては、「地球へのミッション」、こういったミッションをまず確定しよう。人工衛星を用いまして、地球観測等による

地球の温暖化、異常気象、森林破壊、資源探査、災害等の地球環境問題への取り組みを積極的にしよう、そしてさらに、次世代を担います若者を対象といたしまして宇宙に対する教育普及活動をしよう、こういうことでございまして。

我が国におきましても、こういった趣旨、これをきちんとやろうということでございます。アメリカ、ヨーロッパにも設立されておりますような日本ISY協議会、これは民間企業の多数の参加を得てつくられて、この協議会を中心に活発な活動をしよう、こういうことでございまして。

具体的に申しますと、この十一月には多数の国の参加を得まして、アジア・太平洋ISY会議、こういったものを開くことにしておりますが、こういった会議を開催して積極的にアジア・太平洋諸国と今後の宇宙開発、地球環境への宇宙の利用、こういったものを話し合いたいと思っております。さらに、ヨーロッパやアメリカで開催されますISY関係会議へ参加します。それとともに、作文コンテストでございますとか記念切手を発行いたしますとか、各種の行事をいたします。こういったことを通じまして、宇宙の開発利用、こういったものに対しまして国民の理解を深めたい、特に青少年の理解を深めたい、そして国際協力も大いに推進したい、このように考えているわけでございます。

○藤田雄山君 次に、国民生活に密着したプロジェクトについてお伺いしたいと思います。がん、アルツハイマー病などの難病を治療、予防できるようにすることは我々国民すべてが願うところでありまして。そのためには、もちろん対症的な治療法の改善を図っていくことが重要でありますけれども、根本的にその解決を図るために、なぜ、どのようにしてこれらの病気が起こるのか、これを明らかにすることが重要だと思っております。このような病気の本質を理解するためには、人間を遺伝子のレベルで理解することが欠かせないと聞いておりますが、そうした意味で、現在、国際協力のもとで進められております人間の全部

の遺伝子を解明しようとする野心的な計画は非常に重要な意義があると考へております。我が国が世界に率先してその推進を図るべきではないかと考へておりますが、そうした計画に対する今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(井田勝久君) たいまお話にございましたように、ヒト遺伝子解析でございますが、これはがんとかアルツハイマー等の遺伝子の異常に起因する疾病の診断・治療、あるいは生物の進化のメカニズム等の生体機能の解明、こういったものに資する極めて重要な研究でございます。しかし、それに取り組むとなると、ヒト遺伝子は約三十億個と言われます膨大なDNA塩基配列、これを解析することがその仕事でございますので、これは大変な仕事でございます。

したがいまして、たいまお話がありましたような我が国の研究機関の全部の協力、さらには国際的な協力、こういった協力のもとに推進することが大変重要であろう、このように考へているわけでございます。このため、まず我が国の大学の先生方、あるいは厚生省とか農水省、それから科学技術庁の研究、こういった方々が一致した取り組みができるということがまず大事だ、こういうことでございますので、科学技術会議にヒトゲノム解析懇談会、こういうものをつくりまして検討しまして、昨年の八月でございますが、「ヒトゲノム解析の推進方策について」、こういった報告書を取りまとめまして、関係機関、関係省庁協力してこの問題に当たろう、こういうことになったわけでございます。

この中で、科学技術庁がやはりそういったものの基盤的なところをきちんと推進しよう、こういうことでございまして、科学技術庁といたしましては、まず、先ほど申しましたその三十億個と言われます塩基配列でございますが、塩基配列の解析技術の高度化、これはなかなか大変でございます。人手でやっているとは大変でございますので、どうしてもそれを自動化してきちんとできるよう

な高度化の技術を開発しなきゃならぬ。さらに、そういった塩基配列を進めてまいりますと、研究者に資料がいつでも調達できますような解析材料を開発して、これを調整してきちんと配れるような体制を整えなきゃならぬわけでございます。また、こういったものの研究を進めよう、こういうことで、そういった基盤の整備の充実によりまして研究もこれから進めようとしていくわけでございます。

それともう一つは、これは世界の協力のもとでしなきゃいかぬということ、国際的な協力が重要でございます。そういう意味で、世界のヒトゲノムに関するデータベース、これは今中核がアメリカにございます。米国のゲノムデータベース、こういうものがございまして、こういったものへ参画する、こういうことも考へていくわけでございます。

こういった取り組みを今後進めることによりまして、我が国、米国有るいはヨーロッパ、こういったものの国際協力を積極的に進める、また国内的には関係省庁、関係機関一致した協力体制をとる、こういうことで全体といたしましてヒト遺伝子解析の推進を図ってまいりたい、このように考へていくわけでございます。

○藤田雄山君 国民の安全に直結する問題といたしまして、地震についてお伺いいたします。

地震は過去多くの大災害を引き起こしております。我々日本人にとって昔から最も怖いものの代表例とされております。地震国である我が国の国民生活に対する大きな脅威となっております。関東大震災を初め多くの犠牲者を出す大災害は実際に我々が経験してきているところであります。このような被害を少なくすることは多くの人の願いであると思ひますが、そのためには地震の予知が重要でございます。特に首都圏の直下において発生する地震については、その影響の大きさを想像いたしますと、その予知に全力を挙げることが国としての責務であると思ひております。

地震の予知はなかなか困難とも伺っておりますけれども、首都圏直下型地震の予知についてどのような対応を考へておいでになりますか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(井田勝久君) 地震は、一たび発生しますとこれはもう大変な被害をもたらすわけでございます。そのため地震対策ということが重要でございます。その中でもとりわけ、予知がきちんとできればこれは大変いいわけでございます。そういう意味では予知は一番大事な仕事ということで私も取り組んでいるわけでございます。これは政府全体として、国土地理院でございますとかあるいは気象庁でございますとかそれから大学でございますとか、さまざまな機関も協力して行われておりますが、科学技術庁といたしまして特に力を入れておりますのは首都圏の直下型の地震でございます。

首都圏地域は大変厚い堆積層に覆われているわけでございます。それから、人間活動、都市活動、こういったものが大変活発でございます。ノイズが大きいということで地震波を正確にとらえることが大変難しいでございます。そういうことで、この予知を進めるといふことは従来もなかなか進んでいないというのが現状でございます。

しかしながら、近年確立した技術といたしまして、深層部に観測井を掘りましてそこに観測機器を据えつける、そういうことによりましてこういった首都圏におきますような微小地震、そういったものの波動も正確にとらえられるということで、こういったものの整備を進めれば地震予知も可能になってくるというようなことが明らかになっております。そういうことから、私どもといたしましては首都圏を対象といたしまして広域深度の観測施設、こういったものの整備を図ろうということにいたしているわけでございます。

たしました。東京都の江東区の埋立地のデルタ地帯、ここは大変複雑な地形でございます。こういった首都圏の地震観測のために大変重要な地域でございますが、平成三年度からここに三千メートル級の深層観測施設の整備に着手いたしました。平成四年度にはその掘削を終了するというところで整備してまいりたいというふうに考へていくわけでございます。さらにこういったものにつきまして深層観測井を整備していく。千葉県でございますとか神奈川県西部でございますとかそういった地域でございますが、そういったところはそんなに深く掘らなくていいということで二千メートルくらいの観測施設を整備していくということ考へていくわけでございます。

そのほか、さらにこういった首都圏の直下の地震予知手法、これについてはさらに高度化を図る必要があるということでございまして、そういう意味で、科学技術振興調整費を使いまして関係省庁、科学技術庁の防災科学技術研究所ばかりではなく、国土地理院でございますとか海上保安庁でございますとか、こういった関係機関の協力を得まして地殻構造調査、それから観測システムの高度化、こういった研究に取り組んでおります。こういう面からもさらに一層地震予知がきちんとできますよう努力してまいりたい、このように考へていくわけでございます。

○藤田雄山君 次に、原子力についてお伺いいたします。

原子力船「むつ」につきましては、地球二周を超える距離を原子力で航行し、先月、すべての実験を無事終了し、所期の目的を達成したと聞いております。これまでの関係者の御努力を多とするとところでございます。これまで原子力船についてなされた研究の成果がこのまま埋もれてしまふというところは、未来に対して大きな損失でありまふ。原子力船の実用化についてはまだ先のことであろうとは思ひますが、それまでの間、原子力船「むつ」の貴重な成果を生かし、育てて、将来に備えること、それがこれまで原子力船の研

究開発に取り組んできた政府の責務であろうと考
えます。

まず、原子力船「むつ」によりどのような成果
が得られたのか、またそれをどのように活用して
いくのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(石田寛人君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、「むつ」は、平成三年二
月下旬から十二月中旬にかけて実施いたしま
した四回の航海によりまして、東はハワイ諸島
沖、南はフィジー諸島沖、北はカムチャツカ半島
沖まで航行いたしました。通常海域それから高温
の海域、荒れた海域等におきます実験を順調に進
めまして、陸上では得られない貴重なデータ、経
験等を取得したところでございます。その後、本
年一月の関根浜海岸壁におきます基礎データの測
定を経まして、本年二月十四日をもちまして「む
つ」はすべての実験を成功裏に完了することがで
きたわけでございます。

「むつ」は、洋上試験及び実験航海を通じまし
て、原子動力で地球を二周余りするのに相当する
距離、すなわち約八万二千キロメートルを航行し
たところでございますが、この間ウラン235を約
四・二キログラム燃焼したところでございます。
これは重油に換算いたしますと約五千トンに相当
するところでございまして、ウラン・グラムで重
油約一トン強をいけば節約したことになるわけで
ございます。

実験航海の成果を現時点で取りまとめますな
らば、一つといたしましては波浪、風等の自然の
外力によります船体の動揺、傾斜等が原子炉プラ
ントに与える影響等、陸上では得ることができな
い貴重なデータを取得することができたことが一
つ。それからその次には、国産技術によります我
が国最初の原子力船が厳しい海洋環境下で設計ど
おりによりその機能を発揮することを実証できた
こと。それから三つ目には、原子炉が船舶の推進
機関といたしましてすぐれた性能を有することが
実証できましたこと。さらには、我が国初めての
原子力船によりまして、いろいろの海洋環境のも

とにおきまして航海を行い、貴重な原子力船の運
航経験を得ることができましたこと等が挙げられ
ようかと考えるところでございます。

このように、「むつ」によりまして原子力船を
自国において建造、航行するための技術基盤を確
立するとともに、陸上では得がたい貴重なデー
タ、経験等を取得することができたわけござい
まして、「むつ」の所期の目的は達成されたもの
と確信しておりますところでございます。原研では、
このデータに基づきましてさらにいろいろな研究を
行っておりまして、「むつ」の原子炉におきま
すいろいろな経験は、原研におきましていわゆる中・小
型のそれほど大きくない原子炉、あるいは固有安
全炉の研究にも結びつくものと考えておるところ
でございます。

このようにいたしまして、「むつ」の実験航海
で得られましたデータ、経験等は、今後の船舶用
の研究開発に用いますことは無論のこと、我が国
におきます各種の原子力利用の研究にも裨益する
ものと私も考えておるところでございます。

なお、「むつ」のその後でございますけれども、

「むつ」は炉内におきます燃料の冷却をしまし
た後、解役するということになるわけございま
す。解役いたしました原子力船「むつ」をその後
どう使うかということでございますけれども、
「むつ」のいわゆる後利用につきましては、地元
青森県知事から御要望もいただいておりますので
ございます。それで、地元の意向、御要望等も踏
まえまして、海洋研究等に利用することを検討す
るために科学技術庁、日本原子力研究所及び海洋
科学技術センターによります原子力船「むつ」後
利用共同検討チームというタスクフォースを昨年
十二月に発足させておるところでございます。現
在、鋭意検討を進めておるところでございます。

○藤田雄山君 原子力に関連いたしましたして、世界
に目を向けますと、本年一月の米国、ロシア兩大
統領の核兵器削減提案等に伴い、ソ連邦解体後の
旧ソ連の核兵器の問題が大きな課題となっております。

ます。旧ソ連の核兵器は二万五千とも二万七千発
とも言われておりますけれども、もしそれらに関
連する膨大な量の核物質が適切に管理されず、第
三者に渡るというようなことになった場合には、
世界の平和と安全そのものを脅かしかねない重大
な事態になってしまふとも思われます。我が国は
原子力を既に平和利用に限って進めてきておりま
すが、核兵器を取り扱う知識については全く持っ
ていないところであります。世界に貢献する日本
の立場として、我が国の原子力平和利用の技術を
もってこの課題に対して何らかの形で貢献をして
いくべきではないかと考えるのでありますけれども、
この点について科学技術庁としてのお考えを
お伺いしたいと思います。

○政府委員(石田寛人君) お答え申し上げます。

旧ソ連におきます核兵器の削減につきまして
は、一日も早くこれが実現されることを強く願う
とともに、核兵器解体に伴います核物質あるいは
核兵器関連の技術に關しまして核拡散の懸念が生
ずることのないよう、核兵器保有国が厳格に対応
することが基本であるというふうに認識しておる
ところでございます。

我が国といたしましては、核兵器削減の進展を
見ながら、国際的な連携のもとに、我が国として
貢献できる協力を検討すべきものと認識しておる
ところでございます。このために、平和利用の堅
持を大前提にいたしまして、これまでの我が国に
おきます蓄積された技術あるいは関連機関が持つ
ておりますいろいろな知識等を使うことによりまし
て、核兵器の解体に伴います発生いたしますプ
ルトニウムを原子炉の燃料として利用し、核兵器
に再び利用できないように処理すること等につぎ
まして、核不拡散の観点から技術的な検討を行っ
ておるところでございます。

この検討は、まだ私も事務的に、内々に勉強
しておるというものでございますけれども、これ
につきましましては、一部報道されておりますよう
に、例えば高速増殖炉の技術を活用いたしまし
て、これは高速炉を用いますけれども増殖するわ

けではなく、高速中性子を核分裂連鎖反応に用い
ながら、プルトニウムを効果的に燃焼し、電力を
発生させ得るようなそういう原子炉、そのような
概念が成立しないかなというようにございまして、
内々検討しておるところでございます。

もちろん、解体核兵器から出てまいりますプ
ルトニウム、これは御承知のようにかなり高純度で
ございまして、軽水炉から出てまいります使用済
み燃料を再処理して得られますプルトニウムより
もプルトニウム239の割合がかなり高いものである
と言われております。もちろん、私も核兵器に
つきまして全く勉強しておるわけではございま
せんので、よくはわかりませんがございませ
んども、ごく一般的に、何といいますが、原子物理
的な知見によりまして、恐らくプルトニウム純度
が九三、四％というようなことも言われておるわ
けでございますけれども、このプルトニウムの燃
焼につきましましては、ひとり高速炉、ファストリア
クター系統にとどまるものではございせん、
もちろん場合によりましてはそれ以外の原子炉、
例えば軽水炉で燃やすことの可能性、あるいは加
速器を使いまして消費させること等、あるいは混
合いたしましてどこか地下に貯蔵すること等、い
ろんな処理の方法があろうかと思うわけござい
ます。

これにつきましては、私もといたしましては
科学技術的な勉強を深めるとともに、実際、先ほ
ども申しましたように具体的な対応ということに
なりますと、我が国一國で何が出来るわけでもな
く、あくまで国際的な枠組みのもとに各種の議論
を重ね、解体核兵器から発生しますプルトニウム
を平和裏に処理、使っていくという、そういう努
力を重ねることが必要であらうかと思うわけで
ございます。

これと同様に、今のはしたがって物の方でござ
います、物とともに人の流出も憂慮されるところ
でございます。これにつきましましては、御承知の
ように、現在、国際科学技術センターなる構想が
関係国で議論されておるようでございます。こう

いう議論に對しても我が國として参画していくといふことも非常に大事であらうかと思ひます。また、十一日、十二日に開かれますOECDの科学大臣会合等におきましても、このようにことに關連いたします議論もあるいは行われることになるかもしれないと考えておるところでございます。

○藤田雄山君 次に、我が國のエネルギーの確保の観点から幾つか質問したいと思ひます。

資源に乏しく、また今後とも着実なエネルギー需要の伸びが予想されております我が國においては、エネルギーの安定供給を図ることが極めて重要であります。しかしながら、一昨年の中東情勢の不安定化等の経験からすると、改めて我が國のエネルギー供給構造の脆弱性について思ひをいたすべきだと思ひます。また一方で、石油、石炭などの燃焼による地球の温暖化、酸性雨などの環境問題も顕在化してきております。

このような情勢の中、現在、電力の三割を賄い、国民生活に不可欠な存在となつております原子力の重要性がますます高くなつていくものと考えますが、大臣の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(谷川寛三君) 申し上げるまでもございませぬが、我が國はエネルギー源の八割までを海外に依存しております。しかも、その大宗をなします重油につきましては、先ごろの湾岸戦争の際にも危惧されましたように、極めて供給不安定でございます。こういう我が國の不安定なエネルギーの供給構造から脱却いたしますためには、これはもちろんのことでありますが、省エネをやらぬといかぬ。それと同時に、石油代替エネルギーの開発等に向けて努力しなければならぬわけでございます。

特に、今お話がありましたように、総発電電力量の約三割を賄つておりまして、国民生活に不可欠なエネルギー源であります原子力は、供給の安定性、それから経済性にすぐれておりますとともに、二酸化炭素等を発生しないことから、地球環

境問題の解決におきまして重要な役割を果たすことが期待されておるところでございます。原子力を我が國のエネルギー供給の安定性の確保を図る上での重要なエネルギー源として位置づけまして、今後とも安全の確保に最大限の努力を払いま

すとともに、国民の皆さんの理解と協力を得つ

つ、その開発利用を着実に推進していきたいと考えておるところでございます。

なお、この際申し上げておきますが、ウラン資源の有効利用を図りまして、原子力発電の一層の供給安定化を図ることが必要でございます。そのために自主的核燃料サイクルを確立していきま

すことは極めて重要と認識しております。そういう点でもこれから着実に開発利用を進めてい

きたいと考えておるところでございます。

○藤田雄山君 近年の中東情勢、石油資源の有限性、我が國の資源状況から考えると、やはり今後エネルギーセキュリティの観点からエネルギー確保の主力を原子力に置くことになると思ひま

す。我が國においては、既にウラン資源を有効に利用する核燃料サイクルの確立が着実に進められ

ており、原子力発電が総合的な発電体系として確立しつつあると思ひます。

しかしながら、このような原子力開発利用を円滑に進めていくためには、国民の方々の理解と協

力を得ることが第一に重要だと思ひます。チェルノブイリ原子力発電所の事故を契機といた

しまして、これまで原子力に関心の薄かった都市部の方々、特に御婦人や若い方々を含め、全国的に国民一般層が原子力について疑問や不安を感じ

るようになっておると思ひます。

そこで、原子力について国民の協力と理解を得るための方策についてお伺いしたいと思ひま

す。

○政府委員(石田寛人君) お答え申し上げます。原子力の開発利用を円滑に進めていきますためには、国民の理解と協力をいただきますことが第一でございます。そのためには、今ほど大臣から御答弁のありましたように、原子力施設、原子

力発電所などを安全に運転していくということがまず何より大事であらうかと思つております。私もといたしましては、それを踏まえまして、原子力施設の立地地域のみならず全国を対象とするということ、それから直接対話によりまして草の根的に行つていくこと、それから主婦層それから若い方々を対象にわかりやすくやること等を基本的な考え方といたしまして広報活動を行つておる

ところでございます。

具体的には、パンフレットの配布等の活動に加

えまして、各地で開催されております勉強会に専門家を派遣し、国民の疑問に直接お答え申し上げる対話を重視した事業をやること、それから身の回りの放射線を実際に測定するための簡易な測定

器を貸し出す事業、あるいはパソコン通信を利用いたしまして情報提供、質問受け付けなどを行う事業といった草の根的体験型の広報活動を実施し

ておるところでございます。さらに、電源三法を活用し、立地地域の公共施設等の設備等による立

地地域振興を図り、地元理解の増進に努めておる

ところでございます。

今後とも、先ほど申しましたように、安全の確保に最大限の努力を払うとともに、適時的確で懇切丁寧な広報活動を実施いたしまして、国民の原子力に対する御理解と御協力の増進に努めてまい

りたいと考えておるところでございます。

○藤田雄山君 そうした既存の原子力発電を着実に進めていくことも非常に大事なことであると思ひますが、人類の将来のためには、長期的な観点に立つて考えてみますと、従来以上に恒久的なエネルギー源を確保していくことが非常に重要だと思ひます。そこで、これから二つの先端的なエネルギー技術について質問させていただきますと思ひ

ます。

まず、高速増殖炉についてお伺いいたします。

エネルギー確保の大部分を海外からの輸入に頼つております我が國にとりまして、発電しながら消費した以上の燃料を生み出す原子炉である高速増殖炉は、科学技術の力によつて国内で新たな

エネルギー資源を生み出すものであり、大きな意義があるものと考えております。したがつて、その開発に積極的に取り組むべきだと考えておりますが、所見をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(石田寛人君) お答え申し上げます。高速増殖炉は、高速中性子すなわち核分裂の結果発生した直後の非常に速い中性子でございま

す、これに対する言葉は熱中性子という、いわゆる普通の熱と、熱振動と平衡にありますような

ゆっくりした中性子であります熱中性子と対応する言葉でございます。高速中性子を核分裂連鎖反応の媒介として使ひまして、発電しながら消費した

以上の核燃料、正確には核分裂性物質とも言いま

すが、核燃料を生成する画期的な原子炉でござい

まして、将来の原子力発電の主流にすべきものといふふうに認識いたしまして、その開発を鋭意推進しておるところでございます。

すなわち、核燃料サイクルを確立し、高速増殖炉によりましてプルトニウム利用を本格化することによりましてウランの持ちますエネルギーを最大

限に引き出し、ウラン利用効率を飛躍的に高め、化石燃料を凌駕するエネルギー資源とすることが

可能となるわけでございまして、その結果、資源に乏しい我が國におきましては天然ウランの対外

依存度を大きく低減させ、核燃料の資源問題を基本的に解決し得るものと考えておるところでござ

います。また、世界有数のエネルギー消費国でござ

います我が國が、高速増殖炉を実用化することによりまして世界的なエネルギー需要の安定化に

貢献するものであると認識しておるところでござ

います。

このため、現在、高速増殖炉による発電技術の実証を目的といたしまして、動力炉・核燃料開発事業団が平成五年三月ごろの臨界を目指しまして

高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の建設を進めておる

ところでございます。その後は、「もんじゅ」の成果を踏まえまして、経済性と安全性において軽水炉と競合し得ることを目的にいたしました複数の炉を建設、運転する。これらの建設、運転の経

験を経ることによりまして、あるいはさらに所要の研究開発を重ねることによりまして技術的基盤の確立を図りまして、二〇二〇年代から二〇三〇年ごろを目標に高速増殖炉によりプルトニウム利用の技術体系的確立を図っていくということを考えておるところでございます。

今後とも、高速増殖炉の早期実用化を目指しまして、官民の総力を挙げて努力してまいろう、かように考えておるところでございます。

○藤田雄山君 次に、核融合について伺いたいします。

燃料が事実上無尽蔵と言われておる核融合の研究開発を積極的に進めまして、恒久的なエネルギー源を確保することは、さらに長期的な課題であることと承知しておりますが、やはり忘れてはならない極めて重要な分野であると思えます。このような先端的な分野において、将来の豊かな世界の構築のための基盤となるエネルギーの確保に我が国として貢献すること、これこそが科学技術立国をうたう我が国にとってふさわしい国際貢献だと思えます。

そこで、核融合の研究開発の意義、現状、そして今後の進め方について伺いたいと思えます。

○政府委員(石田寛人君) お答え申し上げます。

核融合をエネルギー源として利用いたします核融合炉でございますけれども、これは原理的に高い安全性を有すること、それから燃料がほぼ無尽蔵に存在すること等々、多くの特徴を有しておる技術でございます。これが実用化されました場合、人類が恒久的なエネルギー源を確保するということを可能にするものでございます。特にこの中で核融合の最終生成物たるヘリウムは、核分裂生成物と違いまして放射性を持っていないということも非常に大きな特徴であるわけでございます。

我が国の核融合の研究開発は、原子力委員会が定めました第二段階核融合研究開発基本計画に基づきまして着実に進められておるところでございます。

ます。この計画が主な目標として定めております臨界プラズマ条件につきましては、日本原子力研究所の臨界プラズマ試験装置、JT60と呼んでおりますが、これは茨城県の那珂町にございます原子力研究所にございますが、このJT60によりまして、昭和六十二年九月、これを達成したところでございます。

この次の段階はどうかというところでございますが、これは、言うところの自己点火条件等を達成することでございます。このため、日本、アメリカ、EC、それから今はロシアでございますが、当時のソ連の四極によりまして国際熱核融合実験計画、ITER計画の概念設計活動を三年間にかわたりまして実施したところでございます。これからは、この成果に基づきまして工学設計活動を進めるといふ段階になるわけでございます。

昨年は、この工学設計活動に入りするための四当事者、アメリカ、日本、ECそれからロシア、当時はソ連でございましたが、四当事者によりまして交渉をずっとやっておりまして、昨年の十一月の交渉で、この工学設計活動の進め方を決めました。アグリメントにインシアル、仮署名を私自身も参加いたしましたところでございます。

現在、このインシアルされました工学設計活動に關します協定の調印に向けて努力中でございます。本活動ができるだけ早期に開始できるように最大限の努力を払っておるところでございます。ただし、旧ソ連があのように体制変革になつておるといふそういう状況であるかと思つておるところでございます。

我が国といたしましては、エネルギーの安定供給を目指しまして、恒久的なエネルギー源として期待されております核融合の実用化に向けて、長期の観点から着実にその研究開発に取り組んでいくことを考えておるわけでございます。

ちなみに、今ほど申しましたITERは、まさにその国際的枠組みで世界の核融合の先進国がそ

れぞれ力を出し合うということでは非常にすぐれた国際協力プロジェクトと認識いたしております。これにつきましては、例えば工学設計活動段階では、そのITERの意思決定機関でございます評議会、この評議会のトップは、例えばソ連の科学アカデミーの副総裁でありまして、今でも非常にロシアで活躍しておられますベリホフさんがなられる。あるいはその共同議長には原研の吉川理事というふうな内定しておるということ。あるいは共同設計チームのヘッド、所長は、御承知のヨーロッパのJETという共同研究機関がイギリスのカラムという場所でございますが、このJETの所長でございますレプリーという人がおりますが、これはフランス人でございます。レプリーさんと共同設計チームの所長になっていただくように考えておること。あるいはそのもの首席副所長に原研の下村安夫という優秀な研究員を充てることとが考えられておること。あるいは各種の諮問委員会等にアメリカの専門家等々いろんな方々を充てるという、国際的にバランスのとれた、しかも第一級の人々をそろえたそういう枠組みでもちまして鋭意工学設計活動の進捗に向かいまして努力をしてみたい、かように考えておるところでございます。

可及的速やかにこの工学設計活動段階に關します協定が正式署名できますように努力をしておるところでございます。

○藤田雄山君 高速増殖炉や核融合の開発には、その実現を目指して最大限の努力を払っていただきたいと思えます。

それでは最後に、我が国として今こそ原子力を初めとして他の新エネルギーを含めましたエネルギーの研究開発全般について重大な決意を持つて取り組むべきであると考えますが、エネルギーに關する研究開発について今後どのような基本姿勢で臨まれようとしているのか、大臣に御決意を伺いまして、多少早目でありませうけれども、大臣のますますの活躍を期待しつつ、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(石田寛人君) その前にちょっと訂正させていただきます。

先ほど私、OECD閣僚会議を三月十一、十二と申し上げたところでございますが、三月の十日、十一日の両日開催されるようでございますので、訂正させていただきます。

○国務大臣(谷川寛三君) 先ほどから御質疑があつておりますように、エネルギーの安定供給を確保いたしますことは我が国の最重要課題の一つでございます。このため、政府といたしましては従来から積極的にエネルギーの研究開発を推進してまいっております。

ところで、近年、地球温暖化問題の顕在化等によりましてエネルギーをめぐる状況が大きく変化してまいりました。こういうことからいたしまして、政府におきましては昨年七月に新たなエネルギー研究開発基本計画を決定いたしました。その中では、エネルギーの安定供給の確保、それから省エネルギー型社会の構築、また地球環境問題への対応、さらには国際社会への貢献といったことを取り上げまして、そういった要請に対応した研究開発課題を提示しておるところでございます。

この基本計画に基づきまして、原子力の開発利用を初めといたしまして、太陽、地熱等の自然エネルギーの研究開発、それから石炭エネルギー等化石エネルギーの研究開発等、それぞれのエネルギーの特性に応じて多様な利用ができるよう長期的観点から幅広く取り組んでいくところでございます。今後とも、関係各省庁とも連絡を緊密にいたしまして、エネルギーの研究開発を一層強力に推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○稲村穂夫君 最初に、もう時間が十分にありませんので、いきなり質問に入らせていただきます。

きのうの新聞に、韓国の科学技術院というんでしょうか、長官が科学技術庁で記者会見をして、原子力発電所から出る使用済み核燃料の再処理について、自分の国では再処理施設はつくらない、

将来の可能性として英仏や一九九九年に再処理工場が稼働する日本への再処理委託もあり得るという記者発表をしたことなどでありますが、科学技術庁はそういうことについて話し合いをしたんですか。そして、そのことについてどう考えているんですか。

○国務大臣(谷川寛三君) 三日からきのうまで、第三回目になりますが、アジアの原子力関係の国際会議がございました。その際に金長官がお越しになりました。四日に私もお目にかかっていろいろ科学技術協力等を中心にお話し合いをしました。しかし、今のお話は全く出ませんでした。ただ、新聞報道によりますと、先ごろ韓国の国会で金長官に今の問題の質問がございまして、長官がこう答えておられます。今お話しのように、韓国にはそういった再処理の施設はない、アメリカそれからフランスとか日本にはそういう施設がある、だからそういうところへ必要が起これば頼むこともあるかなという意味のお答えをしたということ聞いておりましたが、先日の会談では全く出ませんでした。

○政府委員(石田寛人君) 簡単に補足いたします。基本的には、事務的にも、昨年十一月の例えば第二回の日韓の原子力協議におきましても、韓国側からの説明によりますと、韓国においては使用済み燃料は当面貯蔵する方針であるというふうに聞いておるところでございます。

それから、谷川大臣と金韓科学技術長官の会談におきましても出なかったことは今大臣から御答弁になったとおりでございます。今、大臣がアメリカ、フランス等と、こうおっしゃいました。これはむしろ、ヨーロッパのイギリス、フランス等、あるいは日本、再処理施設を持っている国、そういう意味であろうかと思っておるわけでございます。

○稲村稔夫君 私は軽々にそんな御返事はなかったというふうにそれは受けとめますけれども、しかし既にイギリスのセラフィールドでもいろいろ

ともう物議を醸しているんですよ。これは我が国の再処理だって今は地元でも大変いろいろと問題になっているんですよ。そういう中で外国のものまで引き受けるなどということが万が一にも起こるなどとは私は科学技術庁は考えていないと思いますけれども、だがこういうふうな言われたということは、やはり日本の事情を十分に相手の韓国の方にも理解をしておいていただくことが必要だと思っております。知らなかったということがだけで終わらせないで、ちゃんと韓国側と話し合ってくださいということをお願いいたします。

それでは次に、科学技術会議から諮問第十八号に対する答申というのが先ごろ出されておりますけれども、ことしの一月でしたか、これにかかわつてのことを少しお聞きしたいと思います。

基本方針でありますから具体的なことがいろいろと盛り込まれているのは当然なことであります。しかしやはり具体的なことがいろいろと気になるわけなのであります。これからその幾つかについてお尋ねをしたいと思います。

最初に、この中で、「知的ストックについては、近年、我が国の民間がその蓄積と拡大に大きく貢献するようになってきており」、「国際的にみても見劣りしない」、だけれど一方、基礎研究の方はこれは「未だ弱体である」、あるいは「必ずしも十分とはいえない」というようなことを書いておられるのであります。そういういたしますと、これはどういうことを意味しているんでしょうか。基礎研究のただ乗り論などというのが外国からいろいろと言われたりしておりますけれども、それを認めるということなんです。まず第一にそういうことがあります。

それから、独創性よりも日本の国民は応用の方に強いんだみたいな国民性の問題にする意見などもちらほらと聞くことがあります。これらについては、いろいろと聞かえますけれども、一体科学技術庁はこの辺をどのように理解をしているのか、評価をしているのか、このことをまずお聞きしておきたいと思っております。

○政府委員(須田忠義君) 基礎研究の成果である知的ストック、これについての国際比較、国際的に日本はどういう地位にあるのかという問題でございます。

知的ストックのいろいろな問題は、まずはアウトプットといたしまして論文数、世界的に日本から発信されている論文、その論文がどう引用されているか、そういうもので、アウトプットで基礎研究の知的ストックの度合いを評価する評価の仕方。これには一つはノーベル賞の受賞者、そういうものもアウトプットに入る、そういう問題。並びに、現在、各国で基礎研究にどのくらいの研究資金を投入しているのか、これの比較。これは日本では御存じのように大体一三％くらいを基礎研究に充てておるといふことでございます。それと、やはり基礎研究はどうしても国の役目、民間と政府と考えていった場合は政府がこれについて責任を負うべきものだといふことで、政府の投資割合、そういう問題が一つの指標になるといふことでございます。

そのほかに、今の基礎研究は政府の役割でございますので、大学、国研、これが各国の基礎研究の担い手でございますので、そういうところの施設、設備、研究費、そういうものを総体的に評価いたしました。我が国は基礎研究についてはまだ世界的に劣るといふ考えを出しておるわけでございます。

それと、二番目の御質問でございますが、創造性の問題でございます。先生御指摘のように、本来的に日本人は諸外国の人たちよりも創造性が欠けているんじゃないかという意見はございます。

これは何を根拠としているかといふと、やはり稲作民族で、水の問題等でみんなが一緒になってやらなきゃいかぬ、しかし人の和を重んずれば重んずるほど飛び抜けた人が少なくなる。いわゆる大発明をした人は仲間外れ扱いされかねない例がしばしばあると、競争の仕方がどうしても和を重んずるといふ主張をされる方もございます。

しかし、我々は、創造性、独創性において日本人が決して劣っているものじゃないというふうに考えております。なぜならば、開発研究、応用研究でこれだけの赫々たる成果を上げておる日本人、その中においていろいろ独創性、創造性が発揮されております。それを見れば決して本来的にも劣っているものじゃない。もつと研究の環境を整え、こういうものを強化してやることによって日本からも新たな成果が多々出てくるであらうというふうに期待しておるところであります。

○稲村稔夫君 多分今のよう内容のお答えが来るんだらうと思っておりましたので、次の質問もちゃんと準備しているわけであります。

それにしても、私の意見を申し上げるよりも、例えば「科学朝日」の一月号に、アメリカの社会学者が日本人は本当に独創性がないんだらうか、あるのかないのかというようなことを長い間日本に滞在されて研究をされていた結果というのが出ておまして、そこで今の稲作民族などについてちょっと否定的な、これは外国人が見てです、否定的な御意見が出ておるといふこともあわせて理解をしておいてもらいたい。

そこで、あなたは今、独創性が決まっていなくて、確かにいろいろとあると言いながら、片方では基礎研究が劣っておる事実があると言ふ。じゃ、なぜそうなるんでしょうか。持っているものがなぜ発露できないんですか。この辺のところをやっぱ大きな問題があるんじゃないでしょうか。

例えば、研究費が足りないといふてふふうな言っている学者、研究者というのとは非常にたくさんいます。それで研究費の問題、金額もありますし、それから研究費の配分の仕方、あり方というふうなこともあるんじゃないでしょうか。それから設備は一体どうなっていますか。特定なところはそれは当然図抜けたものを持っていますところもないわけじゃありませんけれども、押しなべて、例えば大学の研究施設とかかなんかというの、大学というのは今の知的ストックを

つくる上で非常に重要な役割を果たしていますから、そんなことを考えていたら。あるいは人間の組織として、あなたがみじくも言った、稲作民族とかいうふうな言われたけれども、むしろ古い形の組織的な伝統というんでしょうか、そういうふうなものがかかなり支配的なんじゃないでしょうか。こういうことを取り除くということが必要ではないかと思うんですが、そのためには何をしたらいいんだと、こういうことについてどのようにお考えになっていますか。

○政府委員(須田忠義君) 一言で言えば研究環境の整備。研究環境の整備は、例えば施設、設備等は大学を含めて今相当荒廃しているといえますが、陳腐化している。これは大問題として指摘されておりました。したがって、まずそういう施設を整備し、そこで伸び伸びと競争的な環境において研究に専念できるその環境の整備、それが一つ大きな問題であります。

それと、ここ数年研究費は伸び悩んでございます。非常に伸び悩みでございませう。この辺の研究費を増額してやらなきゃいかぬ、そういう問題。それから人の問題という組織の問題。研究者に対する研究支援者、サポートイングされる方々の充実、これは御存じのように人員削減計画等で相当支援部門が減っているということで、これについても強化しなきゃいかぬという問題。それから大学の講座制等の見直し、それも指摘されています。

したがって、どうすれば一番いいのかというのは、今後大きな検討課題だということでございませう。大筋そのようなことでございませう。

○稲村稔夫君 そういう御認識でいらつしやるんであれば、私は、このコールマン助教授ですか、提起されているこれをちょっと読み上げますと、最後に近いところですが、「私のインタビューノートは、日本の科学者たちの不満の声でいっぱいになった。大学での研究費の乏しさ、科学分野出身の」、「ここをよく聞いてくださいよ」、「科学行政官が皆無に近いこと、研究者が一人前の科学者

として扱われるようになるまでの年月の長さ」、「これは組織の問題ということにもなってくる等々、いろいろとある。「科学者たちの声が聞き届けられ、その提言が真面目に受け取られることなしには、日本はその基礎科学の能力を、いいですか、持っているんですよ」、「基礎科学の能力を十分發揮できないだろという印象にも、強く彩られている」。この提言は私は非常に重要だと思ふんですね。

ところが、科学技術庁の予算を見ますと、本当に予算の見方が僕はよくわからぬくらいになるんです。基礎研究についてのこと、今のようなかんじで、基礎研究についての対策経費などというように解決していくための対策経費などというようにあるのか。この辺のところを極めて、私はこの中で言ったら本当に形式的なものだけのようなかんじがしてならないんです。これはもう科学技術庁というものは独立して長いんですから、その辺のところはリーダーシップがとれるような体制も、しっかりとつくらなきゃいかぬのじゃないかと思ふんですが、その辺いかがですか。

○政府委員(須田忠義君) 我が国の基礎研究の強化についての科学技術庁の役割、これは二つございませう。一つは各省庁の見積もり方針の調整といいますが、それを科学技術庁は任務としているのと、みづから基礎研究を実施している、その二面がございませう。

一つ目の調整の問題については、例えば人当研究費のアップを足並みをそろえてやるとか学会への出席旅費を確保するとか、そういうものは関係各省庁と地道に相談しながら努力はしてきています。努力が足りないというところは十分あせしているんですが、それなりに努力はしてきているというのと、もう一つは、科学技術庁独自の、例えば創造科学技術推進制度、これは基礎研究の相当重要な役割を果たしていると我々は認識しております。「さきかけ研究21」、いろいろ基礎研究の新しい枠組みを毎年創設すると同時に、その充実に

努めてきているということでございませう。ただ、財政厳しき状況でございませうので、抜本的な大予算を組むというのはなかなか難しい状況でありませうが、それなりに努力はしてきている、こう考えております。

とになります。その中で、CO₂の排出削減というのが大きき問題になっている。IPCCでも、第一部の気象科学者の提言の内容というのは本当に危機感を持って書かれている、こういう状況になっているのであります。この排出削減のために今どういう現状認識をされてどういう努力をしておられるのか、そしてこれからの我が国の見通しということで、これは環境庁がいろいろとやっておられると思ふますから、まず環境庁の御見解を伺いたい。

先ほど、原子力局長は、国民の原子力についての理解を深めるために草の根の取り組みなんというふうなことを言われた。私は、決して草の根になつていないと思うから、与党の先生には申しわけありませんでしたが、こつちでもってちよつと不規則発言などをさせていただいていました。まさに学者、研究者というものの声を聞くようなそういう草の根運動ぐらいのことを、運動と言ったら言葉が悪いかもしれないけれども、草の根会議をもう無数に開くぐらいの努力を科学技術庁が進んでやっていく。これは大した経費ではないです。全部集めて、そして各省庁にみんなぶつけていくというふうなことはやれないことはないはずで、いろいろな工夫があると思ふますので、そういう工夫を積み重ねていただきたいということも要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

○説明員(柳下正治君) お答え申し上げます。地球温暖化問題につきましては、人類の生存基盤に対する脅威との認識のもとに我が国としても対処しております。我が国といたしましては、一昨年の十月に地球温暖化防止行動計画を策定いたしました。その中で、二酸化炭素の排出量を二〇〇〇年までにおおむね一九九〇年レベルに安定化させる、こういった目標を掲げまして、その達成のために産業エネルギー部門から都市構造、ライフスタイルといったところまで、非常に広範な対策に着手に取り組むということといたしました。

その次に、同答申の中では、地球と調和した人類の共存を目指すということで、地球環境の問題やらエネルギーの問題、食糧問題等を解決する、そのために我が国は持てる科学技術力を最大限に活用する、こんなふうに書かれていたんですが、これも、最大限に活用するその中身をさっぱり書いていないものですから具体的なことがわからぬのであります。そこで、たくさんあるでしょうが、その中でひとつ絞りますと幾つかについて私は伺いたいと思ふます。

○稲村稔夫君 おたくから資料としてこれが一番新しい対応ですということでした。地球温暖化防止行動計画というのがあります。これを拝見いたしましたけれども、私から言わせればそれれみんなど精神訓話みたいなものでありまして、なかなか具体的ににはならないというふうな思っています。そして、さらに皆さんに知らせるためのこういうパンフレットも環境庁の方からいただきました。この表紙を見て私は愕然としたのであります。「あなたの行動が地球を守るために必要です」、こう書かれています。地球は人類が住むのに適当な環境を維持できるのか、あるいは

人類の生存を拒否するように変質をするのかという変質の問題はありますけれども、地球そのものが滅びるわけではありません。むしろ、地球を守るんではなくて人類を守るといふ観点が必要なんです。生命を守るといふ観点が必要なんです。私は、地球を守るといふのは少し、思ひ上がりと言ったら言葉が悪いけれども、そういう感じとしてならないわけでありませう。

というのは、この行動計画を拝見して、その中に既にIPCCの報告書がある。その報告書の第一部の「科学的知見」の中で、人為的な排出ガスの六〇%以上を直ちに削減する必要があるという定義までしているわけですよ。全世界で六〇%なんですけれども。そして、我が国は確かに省エネルギーだとかいろいろな努力をして今のところ二酸化炭素の排出量は横ばいだと仮定いたしましたけれども、優等生であると仮定をしても、全地球で六〇%以上これを削減しなきゃならないという時期に、何で一九九〇年で凍結したら済むという考え方になるんですか。むしろその辺のところに随分問題がある。

ということは、あなたの方で出されたこのパンフレットを見ても、これを見てまた驚いたんですよ、ちゃんと正直に書いておられるだけに。環境庁というところは何事も正直に出されるからこういうことなんだろうなと思って見ましたけれども、ドイツとかフランスとかオランダとかイタリアとかデンマークとかオーストリアとか、ヨーロッパ各国は少ないところで五%、多いところでは二五%削減を目指してみんな今努力している。ちゃんと一覽表になって出ているんですよ。ね。我が国だけは九〇年で、外国に比べてうんと少ないから、優等生だからということがあるんでしようけれども、我が国だけは何か現状で凍結をするという感じに受け取られる。私ちよつと声を大きくして申しわけありませんが、要するに、我が国自身が積極的にみずからができるだけのことを最大限やらなかったら私はこの六〇%は到底できないと思うんです。まさに人類滅亡への道を歩

くことになると思うんですよ。その辺のところをしっかりと環境庁には腹に置いていただいて対応をしてもらわなきゃならない。

そうすると、この行動計画といふのはこれじゃなまぬるいんですよ、こんなことじゃどうにもならないんですよ。第一あなたの方のところで、地球温暖化問題研究会というのが編纂してNHKボックスで出されている。これは環境庁の幹部の方も執筆をしておられる。その中で、六〇%とは言わないけれども、今不確定要因が物すごく多いから必ずしも計算は十分でないけれども、しかしここ十年間で四〇%削減というの最低の目標だろうというように今まで書かれていっているんですよ。それなのに、なぜそれがこの行動計画の中にあらわれてこないんですか。これは官庁の仕組みのせいなんです。それとも産業界とかかわりだとかいろいろなことがあるからなんでしょう。その辺のところもちよつとお聞きしたい。

〇説明員(柳下正治君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、IPCCでは、人為的な悪い影響を排除するためには最低限現状レベルでは不十分だ、最終的には直ちに六〇%以上の削減が必要だというようない提言を出しております。本行動計画におきましては、そのような認識のもとに、第一段階として我が国としてとるべき行動を定めたものでございまして、まず、今現在実施可能な対策の全体像をもって国民の理解を得て着実に実施していくための当面の行動計画という位置づけをしてございます。

なお、現在、国際的には本年六月のアースサミットにおきまして温暖化防止条約を締結すべく国際条約交渉を行っているところでございます。その中におきまして、今御指摘のとおり、最終的には人為的な悪い影響を排除するための大気中の濃度に抑えていくという目標を持ちつつも、当面は、まず先進国は九〇年レベル、二〇〇〇年安定化という線が果たしてできるかどうかというのが最大のポイントになってございまして、国際的

にも現実にはその点で合意形成に大変苦しんでいるというのが実態でございまして。我が国といたしましては、この行動計画をまず第一のステップといたしまして、最終的には御指摘のようなところに到達すべく引き続き努力してまいりたい所存でございまして。

〇稲村稔夫君 環境庁が今までも一生懸命努力をしておられたことは、その努力は努力として評価いたします。そして、そういう中で特にアメリカがなかなか問題があることも十分に承知した上で私は申し込んでいるんです。私はこれからほかのところに対しては質問をするわけでありませうから、環境庁にはこれ以上のことは申しません。ただ、もつと自信を持って積極的に、国内でも国際的にも、それこそ人類がもう生存できない状況ができてしまつてからでは遅いんですから、積極的に行動してもらいたいということを要望申し上げておきまして、余りほかに遠慮することは必要ないです。よというのを特に申し上げて、環境庁に対する質問を終わります。

あと、これ科学技術庁にも見解を聞きたいと思つたんですけれども、実は時間がなくなつてまいりましたので、このところの見解はちよつと科学技術庁の方は飛ばさせていただきます。

次に、CO₂の排出問題と絡んでおりますから伺いたいんですが、原子力発電とそれから再生可能なエネルギー、ソフトエネルギー、新エネルギー等とかかわり、この投資効率を比較検討したということが科学技術庁で、あるいは主として直接担当するのは通産省の資源エネルギー庁でございまして、その辺のところ御検討なさつたことがございますか。コストの比較で。

〇説明員(上田全宏君) お答え申し上げます。

我が国におきましては、新エネルギーの実用化のため従来からサンシャイン計画におきまして技術開発を行つております。ただ、残念ながら現段階におきましては新エネルギーの、各種ございしますが、発電コストはいずれも原子力等の既存の電源と比較して割高になっているのが実情でござい

ます。例えば原子力、キロワットアワー当たり大体九円ぐらいが現在の既存電力のコストと言われておりますが、例えば太陽光発電につきましては、私どもが持つております試算によりますと、現段階では七十円程度ということでございます。風力発電につきましては三十二円程度ということでございます。いずれも割高になっておるわけでございます。

〇稲村稔夫君 現状はわかりましたけれども、どういう見通しになっているかということをお聞いているんです。

それで、ついでもちよつと悪いですけども、私はきのうのレクチャーの際に、こういう資料を、あるいはこれに類した資料を読んだことがございまして、このことで外国の文献のリストを差し上げました。これを差し上げた意味は、我が国の研究と外国とのかわり、国際的にいろいろとされている今のコストについての将来の見通し等がみんな含まれているものですから、それで読んだことがありますが、こう聞いていられるんですから、それとのかかわりで我が国の見通しについてはどう考えておりますか。

〇説明員(上田全宏君) お答え申し上げます。

例えば太陽電池を一つとりまして、私どものサンシャイン計画の方におきましては、二〇〇〇年で大体二十円から三十円程度のコストの実現を目指したいというふうに考えております。これにつきましては、例えば現在家庭用の販売電力料金がこのレベルでございまして、このぐらいになれば一般家庭においても十分に活用可能というようなレベルで考えておるわけでございます。

それから外国との比較でございますが、私どもいろいろ先生の御指摘もありまして従来から承知しておるものも整理いたしました。それによりまして、アメリカにおきまして、現在のレートで換算しますと大体四十円から五十円ぐらいのキロワットアワーのコストといった現状になっておるわけでございます。将来、DOE、アメリカ・エネルギー省の試算によりますと、例えば九五年

で二十円前後、それから二〇一〇年から三〇年ぐらいで十円を切るというようなレベルの見通しで技術開発等を進めておられることを承知いたしております。

○稲村稔夫君 アメリカで九五年といったらいつですか。——今年ですか。

○説明員(上田全宏君) 九二年でございます。

○稲村稔夫君 そうすると、我が国のこのサンシャイン計画で二十円になるのはいつですか。

○説明員(上田全宏君) 二〇〇〇年でございます。

○稲村稔夫君 随分そうすると我が国はのんきなんです。アメリカの方が随分早く安くする見通しを立てている。

○説明員(上田全宏君) 実は、私は今余り詳しく申し上げませんが、あくまで彼等の試算でございます。いろいろな条件が異なるということでは現実にはあるわけでございます。そういったもののほかにも一つ、太陽電池であります、例えば日照時間というのが多い少ないによつて、いわゆる稼働率の問題がありまして、日本に比べましてアメリカの方が一般的に日照時間が長いというふうな実態もございますので、その辺の稼働率の差によつてコストが相当に影響されるというふうな実態もございますので、その辺が影響しているのではないかとこのように思っております。

○稲村稔夫君 きょう同僚議員の質問に政府委員の御出席の都合等があつて私が途中でバトンタッチをすることになりますので、それで午後にもまた何う形になりますので、ちよつと組み立ての方が変わっていきますことをお許しいただきたいと思ひます。

たまたまそういうふうになつて今出てまいりましたから、そのとこに続いてまいりますが、そうするとサンシャイン計画で二〇〇〇年に二十円、アメリカで九五年にもう実用化の価格になるということ、それとの差が、仮に今の御答弁のようにいろんな周囲の事情等があるにいたしましても、実用化の段階の価格になるという理解の仕

方をしていけば、二〇〇〇年までに二十円、現在七十円と伺いました。そうすると、何で二〇〇〇年までかかるんですか。コストが下がらない理由というのは何か。時間がかかるというのはどういう理由があるんですか。

○説明員(後藤隆志君) お答えいたします。

私どものサンシャイン計画におきましては、これまで太陽電池の変換効率の向上とかインバーター等、太陽光発電システムの構成機器の低コスト化ということで研究開発を進めておりますけれども、さらに今後十年間かけまして、現在、例えば太陽電池の値ですと一ワット当たり六百五十円程度しておりますけれども、これを百円から二百円、すなわち六分の一から三分の一ぐらひまで下げていく必要があるということでございます。非常に技術開発としてもまだまだ難しい点が多々あるというところで、まだ今後十年ほど、実用化の段階といえますか、コスト的に実用化の段階になるまでには時間がかかるということでございます。

○稲村稔夫君 ちよつとそこところもう少し私に理解できるようにお答えをいただきたいんです。

コスト的に実用化になる段階というのは、技術的には一定程度もうクリアされておるといふことですね。だけれど技術的にまだ開発をしなければならぬというところは、そのところはどうかということなんです。要するに、実用的に使用するということはもうできるよになつていなければならない。例えば量産についての技術がまだ確立されていなく、とか、そういう場合もあるわけですね。だから、技術的にクリアしなかならない障壁というのはどういふところにあるんでしょうか。

○説明員(後藤隆志君) コストを下げる手段といふことは、当然大量生産ということが一つの大きな手段でございますけれども、例えば太陽光発電の場合には太陽電池の変換効率、すなわち太陽エネルギーをいかに電気にかえられるかという効率もコスト低減に大きく寄与いたします。変換

効率が例えば二倍になった、太陽のエネルギーを利用して二倍のエネルギーがとれるようになった、たとえそのときに生産コストが一・五倍になつても、全体として見ればコストは下がるといふような技術でございます。したがって、今後とも変換効率の向上という点を含めまして技術開発というものが重要だということでございます。

○稲村稔夫君 それはわかりました。

私は、今のお話を聞けば聞くほど、これから打つべき手だてといふまいし、そういうものが本当に有望なものがあるような気がいたしますので、そのことはまた午後にお聞きをしたいと思います。こういう問題についての認識を科学技術庁はどの程度しておられますか。

○政府委員(須田忠義君) 科学技術庁のエネルギー研究開発に当たつての考え方でございますが、特に新エネルギーについては、実用化までの研究開発期間が非常に長期にわたるものについて、新しい技術的可能性の発見や技術のブレークスルー、こういうものの達成を重視した研究開発を進める必要があるということが一点でございます。またもう一点は、既に実用化されている技術または実用化されつつある技術については、コストの低減等を重視した研究開発を進めていく必要があるものと認識いたしておるわけでございます。

○稲村稔夫君 コストの低減というのは、技術の問題もありますが、経済的な理由というののかなりあると思ひます。物によつてはかなり経済的理

由の方が大きいんです。そういうふうにもとられるものがあります。そうすると、科学技術の普及、向上という観点から考えていったとき、そういうコストだけの問題になつたものといふのはかなり政策的に誘導していくことが必要なんではないかというふうに思ひますけれども、そういう御検討はなされたことがありませんか。

○政府委員(須田忠義君) 本件は主として通産省

の所管でございますが、我々もそういう問題意識は、エネルギー基本計画の策定等において議論され、問題意識は持っているつもりでございます。

○稲村稔夫君 通産省はどうですか。

○説明員(上田全宏君) お答え申し上げます。

ただいまの先生の御指摘でございますけれども、私も私も同感でございます。単に技術開発を管轄としてこつこつと進めていくというだけではなかなか進まない面があるというふうな理解のもとに、むしろ一般への普及の素地をつくるという観点から、運転データを具体的に整備して一般の利用者に対してかくかくしかじかのものであるというふうなことをよりわかりやすくするというような観点から、いろいろな施策を、従来から助成制度を持つておつたわけでございますけれども、平成四年度予算案におきまして新しく公共施設、そういったものを中心として新しくフィードバックをやるといふことで、太陽電池につきましても例えば八億円の補助金を用意いたしまして補助率三分の二ということでデータ整備に着手する。いろいろのタイプの公共施設に具体的に置いてみて、それがどういふ需要パターンにおいてどういふような使い方がされるか、どういふ問題点があつて、それをどう克服すべきかというふうなことを研究いたしておるわけでございます。

○稲村稔夫君 それのまた具体的な提案が私の方にもございますし、そういうことについては申しわけないけれども午後には譲らせていただくとし

て、もう一つ、この諸問にかかわつて、食糧問題を解決するために科学技術政策をと、これどういふふう

うに食糧問題解決のために科学技術政策が役割を担うということになるんですか。

○政府委員(須田忠義君) 食糧の安定的、持続的な生産のためには、育種、栽培、加工、流通等、各段階があるわけでございますが、これら各段階における技術の高度化、それから農用地なり森林なり海洋等の生産力の増強など、さまざま

面において科学技術の果たす役割は極めて重要
じやなからうかというふうにと認識してございま
す。

○稲村稔夫君 それは育種とかいろいろある、今
例えば農林水産省が中心でやっている、それはそ
れで科学技術の適用ということよくわかります
よね。だけど、食糧問題の解決ということでき
ますと、そうすると必ずしもそっちの方だけのこ
とじゃないと思うんです。例えば、食糧として新
しい動物をつくってとかなんとかということ
になってきますと、植物でもそうすけれども、
それに伴って新しい病気だとかなんとかの危険性
であるとか安全性の問題であるとか、いろいろ派
生してくる新しい問題というのがほかの分野でも
いろいろと出てくるんですが、そういうことはこ
の中へ入らないんですか。

○政府委員(須田忠義君) もちろんそういう問題
も全部含まれます。含みまして、今先生の御指摘
の、我々一番食糧問題の解決というのをここで論
じたのは、まさしく来世紀世界人口が百億にな
る、今の低開発国における食糧危機の問題、そう
いう問題をずっと視野に入れてございまして、そ
ういう意味では、それを現在の状態で賄っていく
には技術の進歩がなけりや到底不可能という認識
でございまして、これについての技術開発を進め
るということでございます。

もう一方、食生活といいますが、日本の生活に
おける安全性の問題も含めまして食糧のいろんな
問題、これは農水省が農業研究所等いろいろな
やっている、そのバックアップ、それも大いに
進めなきゃいかぬ、そういう二つの考え方でござ
います。

○稲村稔夫君 もうこれで私は午前中の分を終わ
りますけれども、今大変いいことを言っていただ
きました。人口が爆発するなどと言われるくらい
の中でありまして、食糧の生産のためにそれに
全力を挙げていかなきゃならぬ、こういうこと
になるわけでありまして、そうすると、余力を持っ
ている国は最大限努力しなきゃならぬので、そう

いう国で食糧の生産を制限するようなことが絶対
にならないように、これは科学技術も大いに働いて
もらわなきゃならぬ、そう思いますので御意見を
申し上げました。これは米だけじゃないですよ。
次にかわります。

○三上隆雄君 それでは、私は午後の質問の予定
でございましてけれども、外務省の政府委員の都
合の関係から、繰り上げていただいままら若干の質
問をさせていただきます。短い時間ですから前段
を抜きにいたしまして具体的な質問に入らせてい
ただきたいと思っております。

実は、先般の十一月二十二日の委員会での問
題を取り上げたわけでありまして、その結
末が議事録に掲載されない、記録されないという
こともございまして、しかもそれからの事態がい
ろいろまた変わってございまして、そのことも
含めて質問を続けてまいりたい、こう思います。

十一月二十二日の委員会では、私は、米軍基地と核
燃の施設は併存することが無理である、そういう
観点から質問を申し上げたわけでありまして、これ
は最初は防衛庁になりました。防衛庁の方御出
席ですか。——実は、私の質問は、F16機が米弾
を搭載して、あの時点で投棄した、その事件に
絡んでの核施設の質問でございます。

実は、我々は、今まで米軍機は実弾は積んでい
ないというそういう情報のもとにいろんなものが
進められてきたわけでありまして、現実には
積んで飛来しているという実態を考え、そしてこ
れほど事故、トラブルのある状況をかんがえた場
合に、果たしてあの近辺に核施設があつていいの
かどうか。そういうことから、もしその実弾が核
施設に投下された場合に絶対安全と言えるのかど
うか。それから、もう五十歩譲って、模擬弾は常
に搭載して訓練しているわけでありまして、その
模擬弾が投下された場合にどうか。そしてま
た、飛行機が墜落したときに、一連の核施設にも
し落ちた場合に安全と言えるのかどうか。そのこ
とを文書で提出を願ったわけでありまして、そのこ
も、文書では確答できなかった。その旨を再現し

ながら、その後進展がございましたら、付加して
もよろしいので御答弁を願いたいと思っております。

○説明員(相沢史郎君) 先生の今の御質問は、爆
弾を落とすこと。実弾と言われたのが爆弾とい
うふうに理解しております。それで、一般的に申
しまして爆弾には信管がついておりまして、信管
には二重三重に安全装置が施されているというこ
とであります。爆弾が爆発するというためには、
その信管の安全解除機構が作動しましてそして安
全解除される、それに衝撃が加わって初めて爆発
する、爆弾はそういうような仕組みになっており
ます。

それで、今回のように爆弾を投棄する場合、こ
のときには安全解除機構でありますアミングワ
イヤというのがあるんですが、それを外すことな
く機体から落とすというので通常やっております
です。そういうようなやり方をやっておりますの
で、安全解除機構が作動しません、そして下に落
ちても爆発しない、そういうような仕組みになっ
ているわけでありまして。

それで、先生から御質問がありましたのは、核
燃料サイクルのコンクリートのところに落ちた場
合のことかと思いますが、その場合はどうかとい
いますと、自衛隊ではそういうような実験はやつ
ておりませんので、もしこれで絶対爆発するかし
ないかと言われますと、絶対にそうかというこ
とと申し上げられないところがあるというこ
とでございます。

ただ、一般的な話として爆弾について申し
上げますと、砲弾、大砲ですけれども、これを撃
つときには発射時には数万Gの加速度が加わる、
さらに毎分数万回転というふうな回転を弾はする
わけですから、そういうような大きな力が加
わっても、その砲の中とかあるいは発射してすぐ
には爆発しない、そういうようなことになってお
ります。そういうふうな普通の場合には非常に大
きな力が加わってもなかなか爆発しないというふ
うなものであるわけでありまして。
そこで、仮にそういう爆弾が高空から落ちてコ

ンクリートや何かに当たったときにどうだろうか
という、例えば五千フィートくらいのところか
ら落ちますと、爆弾というのはコンクリートに当
たったときに、いろいろな条件にもよりますけれ
ども、数千Gぐらいの衝撃が加わるだろうという
ふうに推定されるわけですから、それと先ほ
どの砲弾のような例を見ますと、爆発するという
可能性は極めて低いんじゃないかというふうに考
えております。

それから、模擬弾につきましては、これは火薬
を入れておりませんので落ちて爆発しないとい
うことでございますし、また飛行機そのものが落
ちた場合には、これは燃料やなんか積んでおりま
すので燃えるということも考えられることはある
と思っております。

○三上隆雄君 ただいまお答えがありました。そ
れは確認いたしました。
ところで、もう一度防衛庁に伺いますけれど
も、飛行機の速さが時速二千キロですか、それ
から爆弾を投下しても安全装置をしている関係か
ら爆発はしないということ、実験をしていないか
ら言えないというだけですか。常識的にその速度
で一定の硬度があるものに爆弾が激突したときに
爆発しないんですか。そのことをもう一度聞きた
いと思っております。

○説明員(相沢史郎君) 爆弾を高空から落とす場
合には、飛行機の速度がございまして、それ
然落下状態でいきますので時速何キロというふ
うなスピードではいかなというふうに思いま
す。

それから、そういう絶対に爆発するかしらないか
ということについては、私もそういうような実
験をしたことがないものですからこれは何とも申
し上げられませんが、先ほど申しましたよ
うに、砲弾などの例を見ますと、やはり相当な衝
撃が加わっても砲弾の場合爆発していません。
そういうことを考えますと、今回、もしこうい
うような場合にはどうかといいますが、爆発する可
能性は極めて少ないんじゃないかというふうに

推定されるということでございます。

○三上隆雄君 ただいま防衛庁の見解を聞いても、極めて爆発の可能性は少ないと言われているけれども、絶対爆発はないという断言はできないわけですよ。

そこで、長官、そういう危険な施設があるわけですから、そういう実験もやっぱりやってみないと私はその安全性は確保できない、こう思うわけですから、科技庁長官、いかがでしょう。簡略にお願いします。

○国務大臣(谷川寛三君) 私は先生とは別に考えておりまして、私もアマコスト大使に抗議をしたんですが、いや、絶対の上は飛びませんと、飛行機が。まずそれ、飛行機は飛ばない。この間の、去年の暮れに爆弾を誤投しましたのも、あそこへ行くんじゃない、鳥島へ行くので全く違う方向へ、飛行機からもうすぐ海に出させておりまして、そうして故障がわかったから投下の安全地域に落とさせたのでありましてと、飛べないことになっておりますから、そういう点で、私はこの施設は予定どおり進めてもいいと考えておるところであります。

○三上隆雄君 ただいま長官は、あそこには飛行機が飛来しない、そういう断定をしたものに物を判断していただきますけれども、しからばその後また、これは燃料タンクですけれども、十和田湖にまた同じく投棄されているんですね。あれは予定のコースですか。事故というのは予定されないことが起きるから事故というんだ。ですから、核の施設だけは絶対でないんだ。よし、もしも万分の一でもあったらだめだということなんだよ。その意味で実験をしないかだめですよ。この施設へもし投下されたら爆発しないぐらいの強度のある施設でないかだめですよ、これは。

○政府委員(谷弘君) ただいま御説明を大臣の方からも申し上げましたけれども、ここは非常に入り組んでおりますので頭の整理をさせていただきます。

まず、今回の六ヶ所村の近くにおきましては、御案内のとおり、今の三沢空港、これは共用空港でございます。いろいろな飛行機が離着陸をされているという状況と、それからその隣に三沢の訓練空域がございます。ここにはいろいろな訓練をやつて、射撃訓練をやっているという二つがございます。

私も審査に当たりましては、まず三沢空港から離着陸します状態につきましては、非常に距離が離れているということでこれを審査の対象に入れる必要はないだろうと。ただし、三沢の訓練空域につきましても非常に離れておりまして、過去の実際のトラブル等を勘案いたしますと墜落する可能性というのは非常に低いという評価をいたしておりますけれども、訓練回数が多いということから、それについては一応審査の段階では評価をいたしておりますということでございます。

ただ、その二つに分けて考えました場合に、前者の、実弾を積んでいるかどうかという問題につきましては三沢空港の方でございます。先ほど大臣から御説明もありましたように、直接三沢空港を飛び立ちまして、先般のトラブルの場合には鳥島の方へ飛んでいったわけでございます。この施設の方へは全く参つておりません。

一方、訓練空域におきましては、先般米外務省等からも御説明がありましたように、実弾は搭載しないで訓練をやつておるわけでございます。模擬弾の状態での訓練ということでございまして、これにつきましては、先ほど言いましたように、非常に頻度は低うございますけれども、一応そういう要素を入れます。米国等におきまして種々の実験をいたしまして、その結果も踏まえて安全評価をしているというのを先般米御説明しておるところでございます。

○三上隆雄君 外務省がせっかく来ておりますから、外務省の方を先に進めたいと思つて、この間、米軍の資料がある筋に入ります。これが東奥日報なり全国紙にもほとんど掲載されたわけでありまして、米軍の訓練の事故の予

想の実態、これを考えてみたときに、これは大変恐ろしい感じがするわけでありまして。そこで、米軍あるいは自衛隊の事故の状態を数字的に発表してください。

○政府委員(佐藤行雄君) 私の方は米軍の事故についての承知しておりますのであれですが、何を事故ととらえるかということによって数字の数字は変わらぬと思つて、ここ二年で、墜落事故は昨年一件起きております。また、そのほか実弾や模擬弾の落下事故、燃料タンクの落下事故等、平成二年も五件、平成三年も五件起きております。それ以外に、住民の方々に不安をお与えたようなことでは、これを事故と呼ぶかどうかは別問題といたしまして、ソニックブームの問題等も報告されております。

○三上隆雄君 この新聞によりますと、大きな事故は六千萬元以上の損失があった場合を言つて。これは新聞記事ですよ。そういう考え方でいいんですか。

○政府委員(佐藤行雄君) 私が今申し上げましたのは、そういう特定の基準で定義したものではありません。我々の今承知しているところから従つて、米軍関係の航空機の事故として我々が承知しているものを申し上げたものであります。物の性格によつて申し上げております。

○三上隆雄君 この新聞によりますと、九〇会計年度で予想が三十一件で発生が十三件、九一会計年度では予想二十一件にしてまだその実態が出てないわけでありまして。九一会計年度の実態はもう出ているんでしょう。その実態を教えてください。

○政府委員(佐藤行雄君) まことに申しわけないのでございますが、先生のおっしゃつておられる資料がどのようなものかわかりません。私、実は御質問の趣旨をいたさしたときに、我々が承知している米軍の事故ということで、空軍の事故ということでそれを数えてまいつたわけでありまして。今御指摘の資料が何であるかお示しただければ、また改めて御説明したいと思

います。ただ、私今伺ひまして、事故の予想というのがよくわからないのでございますが、それは予算上の資料かどうか正確にお教えいただければと思つてます。

○三上隆雄君 実は、きのうレクチャーに来たときに、この問題を質問するということで政府委員の出席をお願いした。そして質問しているわけですが、これでは時間的にできませんから、きのうレクチャーのときに外務省にお願ひしたその件数と抗議の状況、抗議の内容、それを午後までに、先ほど外務省の関係者が資料を持ってきましたから、その資料を私に示してください。それによつてまた続けたいと思つてます。

○政府委員(佐藤行雄君) はい。

○三上隆雄君 問題なのは、戦闘機の訓練ですから事故があるということと前提の訓練なんですね。そこに私は問題があると思つて。

新聞ではこういうことを書かれております。「戦闘機は敵を撃ち落とすのが任務だから、相手より性能の優れた機体を求め続ける。そのため、安全性をある程度犠牲にして設計される。従つて、戦闘機に無事故を要求するのは、どだい無理なのであつて、レーシングカーに事故のないことを期待するようなものだ。それから、米軍全体の墜落総数は年間二百機に上るが、米軍はそれを逆に、猛訓練の表れと自慢しており、その姿勢に根本的な問題があると。ですから、米軍に対して安全性を求めること自体無理なことだということですね。そして、これは誤解です。『こういう資料があるのは初めて知つた。予算要求のためにこうした予想数値を出しているのか、』どうか、その事実関係をはつきりしないと何とも言えないと。さすが行政ですよ。

ですから、先ほど言つたような資料を昼休み時間に出してください。それによつて午後もう少しこの問題を取り上げたいと思つてます。

○政府委員(佐藤行雄君) 先生のおっしゃつた資料の点は我々も調べますが、その前に我々の方で

申し上げておきたいことは、この間来外務省の方からも御説明しているかとは思いますが、事故はいかなる形のものであれ起きてはならない、あるいは住民の方に不安を与えるようなことがあってはならないということでございますので、我々も累次合同委員会の場合にはそれ以外の場を通じてアメリカ側の注意を喚起しているわけであり、アメリカ側も事故を回避するように万全の努力をしているということは繰り返して言っておりますし、我々も今後ともそういうふうに努力してまいりたいと思います。

○委員長(及川順郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時開会

○委員長(及川順郎君) ただいまから科学技術特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、科学技術振興対策樹立に関する調査のうち、科学技術振興のための基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○稲村稔夫君 午前中に引き続き、いろいろ伺いたいと思っております。残しておりました、ちよつと時間計算を間違えましてもうほとんど残り時間ありませんので、同僚議員の時間を若干いただくということを御了解いただきながら、まとめとして私の意見をいろいろと申し上げ、それに対する長官の御所見を伺うということにさせていただきますというふうに思います。

午前中私がいろいろと伺いをいたしましたのも、実はエネルギー政策の一大転換を今していただかなければならない、そういう時期に来ているのではないかと、そういうふうに考えたからであります。いろいろな新しいソフトエネルギー等、ことがありましたが、特に太陽光発電につきましまして、一般家庭で利用をするのにも非常に有望な形に相なっております。例えば、「科学朝日」

などにも紹介されておりますし、新聞でもいろいろと紹介をされておりますが、一般の家庭で秋葉原で買った太陽電池パネルを使って商業電力を買ったことが三〇％節約できているというような事実などいろいろと紹介をされたりしているわけがあります。

先ほどの工業技術院や資源エネルギー庁の答弁を聞いておりましたも、もう実用化の時代に入っております。問題は量産の技術等が多少残るでしょうけれども、しかしそれも問題は余りないと思えます。量産ができるかできないかという経済的な理由というのはいくらもあると思ふんです。これは需要がたかさんあれば必ず量産が行われる、こういうことになるわけがあります。

ここで重要なのは、三〇％節約できたという、あるいは三〇％でも四分の一でもいいです、各家庭で全部それができたら、そうしたらそれこそこれからの火力発電を減らすことができる。つまりCO₂、二酸化炭素の放出量を減らすことができるんです。この分を一挙に原発でもって補おうとしたら、とてもじゃないけれども、原発はかなりの時間がかかりまして、経費がかかるということになります。したがって、私はそういうことを見通して、エネルギー政策としてむしろ積極的に電源を分散させて、各家庭でもってもう一定程度のものを確保できる、そして炭素の放出量を早急に現在よりも落としていく、現状凍結ではなくて、そのぐらゐのことは今の科学技術の水準でいけばできる。ただし、それには政策的に誘導していくための経費だとか補助金だとか融資だとかいうこともありましよう。いろいろな工夫が必要だと思ひます。

まさに科学技術庁としては、政府の方針を全体にそういうところへ持つていって、人類生存の危機に直面しているこの難局を乗り切ると、そのぐらゐの重点的な経費の使い方をしてもいいんではないか。そして閣内でもって積極的にそういうことを各省庁に働きかけていく。科学技術庁長官がそのリーダーシップをとられるということは非常に

に大事なんじゃないかと思ふんです。その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(谷川寛三君) 先生の御意見よくわかりました。これ、各家庭の太陽熱の利用は通産省でやっているようでございますから、通産省ともよく話し合いをいたしまして、考えていきたいと思つております。

○稲村稔夫君 長官に申しわけありませんが、通産省なりあるいは環境庁なりという縦割り行政の範囲を超えて集中的にやらなかったら地球は大変なんですということなんです。その意識を持つて長官が取り組んでもらわなきゃ困るということ、私は申し上げているんです。通産省がやっているからそつちの方を促進すると、これだけじゃ済まないんです。どうですか、その辺は。

○国務大臣(谷川寛三君) 全体の電力の消費量をそれでこなすというところは、これはなかなか経済性等も考えたら難しゅうございまして、よくこれから研究させてもらいますから。

○稲村稔夫君 あともう一つ私が大事な提起をしておきたいというのは、エネルギー問題、本当に本気になって取り組んでいただかなければ、先ほどのようにもう直ちに六〇％二酸化炭素を削減しなきゃならないという状況なんです。この辺を本当に踏まえてください。

それからもう一つは、バイオテクノロジーの発達、これに余り触れられませんでしたけれども、これは非常に心配される面が出てきていると思ひます。心配というのは、言ってみれば技術はどんどん進んでいくんですけれども、それに対応する社会的体制といましようか、そちらの方が必ずしも十分ではないということがいろいろと問題になってくる、もうなつてきていると思ひます。したがって、これは生命の倫理にかかわるもの、生命にかかわるもの、例えば薬品をつくるために人の遺伝子をマウスにあるいは豚に、羊に、牛に移している。もう移しているんですからね、現実。そういう動物ができてきているんですから、というようなことも含めて、生命に

かわる遺伝子工学についての倫理というものを、ちよつと脳死臨調が行われましたけれども、まさに社会的なきちんとした対応ができるようにということ、倫理確立をしていくその道を、これも科学技術庁がリーダーシップをとって聞くべきではないかと思ひますが、いかがでありますうか。

○政府委員(須田忠義君) 先生のおっしゃるとおり、ライフサイエンスの振興、技術開発が高まったので、人間の尊厳、倫理の問題と非常に深くかわつてきているわけがあります。したがって、今回の科学技術会議の十八号答申においても、「科学技術と人間・社会との調和」を図る項目は大きな項目として位置づけてございます。この中心はやっぱり倫理問題です。この倫理問題を十分考えながら進めていけ、こういうのが提言の骨子でございます。

なお、ちなみに人間の尊厳、倫理問題は、研究開発をしている過程における倫理問題と、その成果が実用化されていく段階における倫理問題の二つございまして、この二つとも十分勘案しながら科学技術を進めていかなさ、こういう提言で、我々もその実現方に努力してまいりたい、その趣旨に沿って進めていきたい、こう思つております。

○稲村稔夫君 すぐ何か具体的に対応するんですか。どうですか。

○政府委員(須田忠義君) これはもういろいろな意見がございまして、例えば極端に言えば、研究開発、基礎研究においてはいろんな制約を設けるべきじゃないという意見もある。非常に多様な意見が分かれてございまして、これのコンセンサスづくりといひますか、これは御存じのように厚生省の脳死臨調もあんなにかつてああいふ評決が出たわけですから、これは十分各界の方々と今後議論を詰めていくことになろう、こう思つております。

○三上隆雄君 それでは午前中に引き続きまして、いろいろ通告はいたしましたけれども、大分

同僚の稲村委員の質問で総合的なエネルギー政策についての問題等については指摘があつて、それなりのいわば我が党の考え方を示されておりますから、午前中の事件からもう一度確認しながら私の質問を進めていきたいと思ひます。余りくどいお答えをしないでください。まず簡単に質問していきなさいと思ひます。

午前中の質問で申し上げましたが、じゃ自衛隊と米軍機を分けましょう。自衛隊の年間の事故数はどのぐらいになっていますか。

○説明員(河尻融君) お答え申し上げます。

○三上隆雄君 きこの通告では六十年度と六十一年度と言っていましたから。

○説明員(河尻融君) 九〇年と九一年に起きた自衛隊機の墜落事故あるいは人員の死亡を伴った事故という事で、お答えをさせていただきますと思ひますが、平成二年に四件、平成三年に五件、計九件発生しております。そのうち墜落事故は七件でございます。

○三上隆雄君 じゃ今度は外務省にお尋ねいたします。

米軍機の事故、トラブルはどういう状況でしょうか。

○説明員(原田親仁君) お答え申し上げます。

米軍機の日本における事故の件数につきましては、事故の定義いかんにも異なりますが、米軍機の墜落につきましては一九九一年に一件、模擬弾や燃料タンク等の物体の落下につきましては九〇年、九一年ともに五件起きたと承知しております。また、九一年には林業用のワイヤーロープ切断事件が一件起こっております。

○三上隆雄君 午前中にも質問いたしましたけれども、それでは、この東奥日報朝日、いろいろ何社かの新聞に掲載されたこの数字についてはお答えできないわけですか、現時点では。

○説明員(原田親仁君) 先生御指摘の資料につきましては、我々現在持っておりますので、取り寄せたいと考えております。

○三上隆雄君 それでは、休憩中にお願ひしましたとおり、資料でこれから委員長あてに提示をしていただきたいと思います。私でなく委員長あてに提示をしていただきたいと思います。

そこで、問題になることは、いろいろ事故の発生と同時に、地域住民、政党あるいは行政機関がいろいろな形で外務省なり防衛庁なりに申し入れをしているわけでありまして、その申し入れの実態と内容について簡単に説明願ひます。

○説明員(原田親仁君) お答え申し上げます。

米軍機の飛行に關係します地方自治体や民間団体、政党の外務省に対する陳情等の数を合計いたしますれば、平成二年が十二件、平成三年が三十一件でございます。陳情等の内容については、事故の再発防止策等を申し入れる内容等になっております。

例えば、昨年五月のF16の墜落の際には六件、昨年十一月のF16の実弾投棄の際には七件の陳情をいただいております。これに對しまして外務省としては、かねてから我が国における米軍の円滑な駐留を確保するためには地域住民の方々の理解と協力が得られることが重要であると考えておりまして、特に在日米軍の諸活動に關係します地元関係者、関係機関等からの要請、意見等についてはこれを真摯に受けとめまして、米側等に対して安全確保の徹底等について働きかけてきておる次第でございます。

○委員長(及川順郎君) 答弁者にお願ひします。もう少し大きい声でこちらに聞こえるようにお願いしたいと思います。

○三上隆雄君 今いろいろ件数と申し入れについてのお答えがありましたけれども、一向に事故が減らない。そしてまた、午前中に提示したアメリカの予想件数というのを考えると、戦間期の訓練に事故が伴わないという前提で住民、国民の理解と協力を求めるというのを皆さん方は言っていますけれども、米軍はこのぐらゐの事故は発生するという予測のもとに訓練されているわけでしょう。あなた方は誠心誠意を持って米軍へ

我々住民の申し入れをしているんですか。例えば、三沢の市長があのような態度で抗議をしているでしょう。そのことが米軍に伝わっているんですか。そのことについての外務省の見解をお聞きしたいと思ひます。

○説明員(原田親仁君) 先生御指摘のように、地元の方々の懸念、申し入れにつきましては、米側もこれは十分承知しております。米側として、住民の方々の安全には最大限の配慮をして最善の努力を払ってまいっているけれども、今後とも再発防止のあらゆる努力を払ってまいりたいという立場をとっております。

○三上隆雄君 これは水かけ論になるけれども、米軍はそういう態度で対処しているんだけれども、このような事故が起きているし継続されるし、それでしかもまた米軍の訓練というのはそういう性格のものであるとすれば、あの地帯に施設をつくるといふことは私は相入れないと思ふんです。長官、そのことをわかってください。施設を管理する長官として、米軍に對してもっと強く抗議する気はありませんか。

○國務大臣(谷川寛三君) けさほどからお話を申し上げておりますように、外務省がその都度嚴重に抗議をしておりますし、それから私も、これは外務省がやることであると思つたんですけれども、アマコスト大使に申し入れをいたしまして、嚴重に飛行してもらうように頼んでおるところでございます。

○三上隆雄君 この資料に拘泥し過ぎるけれども、米軍の想定する事故というのは、さっきも言つたように六千万円以上ということなんだ。あなたの報告は、それはどういう分類の仕方での事故ですか。

○説明員(原田親仁君) 先生御指摘のその資料を私も持っておりますので、直接その資料についてコメントするのを差し控えたと思ひますが、私が先ほど申し上げた件数というのは実際に起きた事故の件数でございます。

○三上隆雄君 それでは、角度を変えて、これもまた新聞情報に基づく質問になりますけれども、三沢と沖繩の両基地の訓練の状況と結果を踏まえての質問になります。三沢における米軍機の事故が、件数ではなく率からいって二倍以上になっている、そういう実態があらさまになっているわけでありまして、こういう実態をどう受けとめますか。これは防衛庁の方がいいのかな。防衛庁、沖繩の基地より三沢の基地の事故が二倍も多いということはどう受けとめますか。

○説明員(河尻融君) お答え申し上げます。

ただいま三上先生の御指摘にございました三沢の米軍機の方が嘉手納の米軍機より二倍以上の事故率であるということをお答え承知いたしておりますので、また事故の実態、内容等も承知いたしておりますので、ちよつとこの場でお答えすることは困難でございます。

○三上隆雄君 それもわからぬけれども、これは話にならぬけれども、これも新聞の資料ですけども、三沢では総数で事故数が二十七件、嘉手納では三十七件、それを率にする二倍ということになるらしいんです。それをどう見るかということなんです。その基地の性格は影響ありませんか。

○説明員(河尻融君) この場で今聞いたものでございまして、ちよつとお答え申し上げますことは困難でございます。

○三上隆雄君 我々は、あくまで素人が考える、自衛隊というのとはこの基地でも同じ形態の訓練をしているとは思ひません。その地域の特殊性、性格、必要性に応じて訓練の内容も違ふと思ふんです。そうすれば、同じ飛行機を使つて訓練して事故が多いということは、それだけ厳しい訓練が強いられるというふうな求められているというのか、そういうことだと思ふんです。したがつて、戦間期に對しての基地の性格があるのではないのか。それについての御見解はいかがですか。

○説明員(河尻融君) 嘉手納におきましては、駐留しております米空軍につきましてはF15主体の部隊であるかと思ひます。他方、三沢につきまし

てはF16等が駐留しておるところでございます。
そういった航空機の違い、またその航空機の違
いによる訓練の違い、そういったものがあるいは
あろうかとも思いますけれども、ちょっとこの場
での御質問でございますので、私、責任を持てる
お答えをすることは困難でございます。

○三上隆雄君 そのことについても後ほど正確な
資料を御提示願いたいと思います。

それでは、次の問題に入らせていただきます。
先ほど来いろいろ質問なり議論がございました
けれども、やっぱり原子力を私どもはこれ以上ふ
やしてはならない、将来別ないわゆる新ソフトエ
ネルギーというものの開発を進めて、この危険な
原子力エネルギーというものを徐々に廃止してい
かなければならないというスタンスで我々は物事
を進めているわけでありまして、その意味におい
て、いろいろこれもまた国民の合意と協力がなけ
れば進められないということを盛んに言いますけ
れども、その合意を得るためにいろいろPRを進
められておりますけれども、その一部のものにつ
いて質問をしたいと思っております。

実は、むつ小川原発で「放射線の扉を開い
てみませんか」という一つの資料を提示しながら
勉強会をやっているわけでありまして、そのこと
について、市民団体である、女性の団体ですけれ
ども、そこから質問状がむつ小川原発に行つて
いるはずでありますから、それについてどうい
う御認識でいらっしゃるか、お答えをいただきた
いと思っております。

○政府委員(石田寛人君) お答え申し上げます。
この「放射線の扉を開いてみませんか」という
パンフレットに關しまして、公開質問状が青森県
のむつ小川原発に於て出ておりますことにつ
きましては承知いたしております。

○三上隆雄君 この資料については、科技厅が、
政府がという言い方をしましょう、科技厅も通産
省もいろいろ末端へ行くと分かれておりますから。
政府が指導してつくったものですか。

○政府委員(石田寛人君) お答え申し上げます。

先生ただいま御指摘になりましたこの「放射線
の扉を開いてみませんか」というパンフレットで
ございますが、これは国の委託を受けて青森県が
制作、発行したものでございます。

○三上隆雄君 ですから、国が編集に当たつてこ
の内容を指導したのか、あるいはできたのを審査
したというのか。そしてこれをつくる予算はどこ
から出ていますか。

○政府委員(石田寛人君) 今申しましたように、
国が委託いたしました青森県が制作、発行したも
のでございます。したがって、予算は国の予
算でございますが、P.A.誌の内容につきましては
は、委託先でございます青森県にお任せしてお
るところでございます。

○三上隆雄君 そこで、これを資料にした勉強会
の席上でいろいろ講師になられた方が発言してい
ること、あるいはこの資料そのものの内容につ
いての質問が行つていますから、これについての
御回答をこれまた委員長等にお示しいただきた
いと思っております。どうですか。

○政府委員(石田寛人君) 本件につきましては、
公開質問状が関係の方々から青森県のむつ小川原
原発に於て出ておるところでございますので、
私もとしましては青森県の方の回答ぶりを見守
らせていただきたい、かように考えておるところ
でございます。

○三上隆雄君 私は、国会で国会議員の一人とし
てこの正式な場で政府にそれを要求しているん
です。ですから、出ささないか、それを言っ
てください。

○政府委員(石田寛人君) 重ねて申し上げますけ
れども、この公開質問状は、今申しましたよう
に、関係の方々から青森県に於てその内容につ
きまして公開質問という格好で出されておるもの
でございます。そういうものでございますので、具
体的な回答等につきましましては青森県の方の対
応にゆだねさせていただきますのでございま
す。

○三上隆雄君 じゃ質問を切りかえましょう。

私の名前においてこれと同じものを科技厅に質
問状として提出しますから、御回答をいただきた
いと思っております。それについての御見解はどう
ですか。

○政府委員(石田寛人君) お答え申し上げます。
そういうことでございましたら、これにつきま
してどういふふうな回答がどうできますかにつ
きまして私も検討させていただきますたく存じます。

○三上隆雄君 誠意ある御回答をお願い申し上げ
ます。

それでは次に、損害保険に関する件についてお
尋ねしたいと思います。

これは、我々は絶対事故があつてはならない、
補償する事態が生じてはならないという立場で質
問するわけでありまして、現実には原発産業
がこの保険制度に加入しているのかどうか。極め
て基本的だけれども、案外やっていないかも知
らぬしね。それはどうですか。

○政府委員(石田寛人君) 原燃二社を含みますも
ろろの原子力事業につきましては、まさに原子
力損害の賠償に関する法律、いわゆる原賠法に
従つて損害賠償の措置を講じておる、あるいは
将来講ずるであろう、かように存じておる
ところでございます。

○三上隆雄君 加入しているんですか。

○政府委員(石田寛人君) 重ねてお答え申し上げ
ますが、原賠法に従つてそれぞれ措置を講
じておるところでございます。

○三上隆雄君 勘違いしました。

そこで、いろいろ今までの事故とその補償と因
果関係等問題になるわけでありまして、
やはりこの保険というものは、被災者をいかにし
て救うかというふうな建前の補償制度だと思
います。そうだとするならば、もし事故があつて被
災に遭つたという人がそういう申告をした場合
に、何というか、被災者がそれを立証するのでは
なく、いわゆる原因者である、加害者と言つたら
これは厳しいけれども、原因をつくつた側がそれ
を立証するという建前にしたらいかがなもので

しょうか。この制度そのものはどういう仕組みに
なつていますか、内容になつていますか。

○政府委員(石田寛人君) お答え申し上げます。
この原賠法につきましては、制度自身の内容を
詳しく申し上げることにしましては、非常に時
間もとりますから、先生のお質問の御趣旨に
は沿つていないと思うわけでございますが、御承
知のように原賠法におきまして原子力損害と申し
ますのは、原子核分裂の過程の作用により生
じた損害、核燃料物質等の放射線の作用により生
じた損害、あるいは核燃料物質等の毒性的作用に
より生じた損害であり、それぞれの作用と生じた
損害との間に相当因果関係がある限り原子力損害
であるとされておるところでございます。こうい
う原子力損害に關します賠償の規定等を定めて
おるわけでございますが、先生今おっしゃいました
ように、もちろん原子力事故と申しますのはあつ
てはならないことでございます。

それで、今先生の御質問の御趣旨でございま
す、何といひますか、先生加害者じゃなくて原因
者とおっしゃいましたけれども、原因者が損害の
立証を行うこと等々に関する考え方でございます
けれども、これにつきましてはこういうことにな
ろうかと思うわけでございます。すなわち、原賠
法は基本的には被害者保護の観点から原子力事業
者の無過失損害賠償責任制度を導入してござい
まして、被害者の立証責任の緩和を図つてござ
いまして、因果関係につきましては原告がこ
れを立証するというのが民事賠償制度一般にお
きまして建前でございます。原子力損害賠償法、原
賠法もこれに従つておるところでございます。

しかしながら、御指摘のように、時として被害
者が原子力損害につきましまして因果関係を立証し
ていきますことにつきまして、これは容易ではな
いという事態が生ずることも考えられるところで
ございまして、この原子力損害賠償法第十八条
におきまして、実際に紛争が生じた場合、損害の
調査及び評価を行う原子力損害賠償紛争審査会
の設置が規定されておるところでございます。こう

いう制度で、法体系全体といたしまして被害者救済に努めるようなそういう仕組みとなつておりますので、今後、因果関係の推定に關しまして特に規定を設けますことは、原子力損害賠償問題だけではなくて民事の賠償制度全体のあり方にかかわる問題というところにならうかと存じます。推定に關しまして学説もまともでないという段階と承つておりますので、これまで具体的な適用例もない原子力損害賠償法の分野でこのことを先行させまして、特にこれを法制化するというところはなかなか困難な問題ではないかと考えておるところでございます。

○三上隆雄君 結局は、その被災者がまた立証しなきゃならないという建前の法律であれば、これはまた力関係で、あるいは経済的な負担等々からいって泣き寝入りをしなきゃならない。いわゆる水俣病の立証と同じような状態が予想されるわけでありまして、これは事故があつても救済されないという立場からいって、立証する、それは法的にはどの法律をどういう部分で変えていくかということとは私は今申し上げませんけれども、やはり政府自身が本当に被災者を救済するというのが主たる目的であつたとするならば、やはり原因者がそれは原子力によつて被害を受けたんではないということと立証すればいいけれども、その点やつまり被災者の立場で、原因者がはつきりこれは原子力に伴つた被害ではないということを立証するということ意味なんです、私が言っているのは、ですから、それを救済するような制度に変えてもらうことをまず希望しておきたいと思つてます。それについての長官の御見解はいかがでしょう。

○政府委員(石田寛人君) 大臣の御答弁の前に簡単に申し上げます。

今先生、原因者の立証という仕組みに変えたらどうかということでございます。私今ほど御説明申し上げましたように、原賠法全体の体系といたしまして、因果関係の立証が容易ではない場合が発生いたしました場合の原子力損害賠償紛争審査

会のことも申し上げました。したがしまして、現行法でこういう制度もございまして、私どもはこれらの機能を十分活用いたしまして対応することとは可能であると、かように考えておるところでございます。

○国務大臣(谷川寛三君) 今局長が答弁したところで御理解いただきたいと思います。

○三上隆雄君 それからもう一点、賠償法の問題点について、たしかその賠償の限度額が二億円という額が示されていたけれども、今十億円に改定されております。この十億円では大きな事故があつたときは当然償いきれないものではないかと。したがつて、これは国家賠償の責めにおいて規定がございまして、その点についての政府の御見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(石田寛人君) 今先生おっしゃいました二億円、十億円等々のことでございましてけれども、これにつきましては、まさに損害賠償措置として強制的に措置すべきものとされておる額が一定額であるということでございます。

○三上隆雄君 その一定額が十億ということ。

○政府委員(石田寛人君) それは施設の種類のよつて違うわけでございますけれども、その額を超えたものにつきましても原子力事業者がその賠償の責めを負うものであることは当然でございます。ただ、先生御指摘のように、原賠法の規定によりまして、それを超えましても、原賠法の規定に於いて規定があるわけでございます。決して、例えば一定額を超えましても、決してはすべてもう全く事業者は関係なしということにはなつていないということと御理解賜りたいと存じます。

○三上隆雄君 それはあくまでも政府の責任で出すということですね。

○政府委員(石田寛人君) これは、御承知のように、まさに法律によりまして一定額の原子力損害賠償措置を講ずることを原子力事業者に要求しておるわけでございます。

それから、先生これまた御承知のように、別にいわゆる一般的な原子力保険等の対象になり得ないようなそういうところもあるわけでございます。例えば地震、噴火、津波等によりまして原子力損害等々でございます。これはそれに相当いたします政府の補償契約という制度がございまして、この補償契約と損害賠償措置、これらでもちまして対応いたします。ただ全体、事業者の責任には制限がないということも御理解いただきたいと存じます。

○三上隆雄君 最後になりましたが、長官に再三お願いいたしますけれども、青森県六ヶ所所に置かれておるその立地的条件からいいますと、六ヶ所はこれほど原子燃料サイクル施設に適さない場所がないと思うぐらゐの悪条件があるわけでありまして、そこで、もう一度最後に、米軍機のこれほどの事故があるところにあの施設をつくるということとは私は相入れないものであると、そう思います。しかし、長官は再三にわたつて飛行機はそこに飛来しないからと言つても、事故は想定しないところで起きるわけでありまして、その点を十分考慮して、まず飛行機が墜落してもいいような施設にしてみたいということ。最大限譲つて、あそこにつくるとするならば、飛行機が墜落しても事故の起きないような、爆発しないようなそういう施設にしたいということとを要望申し上げて、最後にそのことだけお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(坂内富士男君) ただいまの御質問につきましては、既に安全審査におきまして、この天ヶ森の射撃場で訓練している飛行機の墜落の可能性といったことについて、極めて小さいけれども、仮に故障を起しましてその訓練機が衝突したとしても壊れないように安全上重要な建屋の屋根、外壁を設計することとしております。

○三上隆雄君 最後の方をちょっと聞き漏らしたけれども、何と言つたんですか、最後は、最後の部分がちょっと聞き取れませんでしたので。

○政府委員(坂内富士男君) 仮にエンジン故障を

起こした訓練機が衝突したとしても壊れないように安全上重要な建屋の屋根、外壁、そういうものを設計することとしております。

以上でございます。

○三上隆雄君 することにしてはいるのですか、これからするのですか。

○政府委員(坂内富士男君) 事業者が設計するということを安全審査書において私も確認した、こういうことでございます。

○委員長(及川順郎君) これまでの三上君の質疑の中で、委員長あてに提出を求められました資料要求につきましては、本委員会終了後に理事会で協議をいたしますので、その協議に従つて対応をお願いしたいと思います。

○太田淳夫君 それでは、与えられました大臣の所信に対する質問ということできようは対応させていただきますか。

大臣も所信で述べられておりますように、科学技術の振興というのは、これから二十一世紀に向けて我が国及び世界の安定的発展、豊かで平和な社会を確立するためには欠かすことのできない課題の一つとなつていくわけでございますが、特に我が国は国際社会の一員として、また経済大国として科学技術によつて国際社会と人類全体に貢献していくこと、これは当然今までの以上に強く求められていくんじゃないか、こういう認識のもとで何点か質問させていただきますか。

さて、科学技術白書平成三年版によりまして、「科学技術活動の地球規模化」、いわゆるグローバルゼーションということがどんどん進んでいくというところでございます。また、外国人の受け入れ等の、白書でおっしゃっている「内なるグローバルゼーション」、これらへの取り組みの必要性が指摘されているわけでございます。この点は非常に重要だと思つております。最初に、我が国の国際研究交流の実態、人数と内容はどうか、あるいは我が国の基礎研究の水準を国際比較しますとどうなつていくか、あるいは将来の先

端的分野における国際水準の比較はどのような
と予測をされているのか、その点お聞きしたい
と思います。

○政府委員(長田英機君) 我が国の研究者の交流
のデータでございますけれども、一つは法務省の
出入国管理統計というのがございます。ただ、こ
の統計では留学や社会科学の分野も含まれてい
るのでございませうけれども、この統計によりま
す、近年、出国、入国とも数はふえてきておりま
して、具体的に申しますと、出国は平成二年は十
八万五千人、入国は平成二年は十万人七千人とい
うことになっております。

また、研究分野だけ、国立試験研究機関に限定
して科学技術庁が調査したデータで申し上げます
と、これでも同様に、近年、派遣、受け入れとも
ふえてきておりますが、平成二年度は派遣の方は
約二千七百人、受け入れの方は八百六十人とい
うふうに順調にふえてきているということでありま
す。

○政府委員(須田忠義君) 後段の我が国の基礎研
究の国際水準並びに将来の先端的分野における国
際水準の予測についてお答えいたします。

現在の我が国と欧米の基礎研究水準について
は、科学技術庁が昨年五月にライフサイエンスと
物質・材料、情報・電子及び海洋・地球科学分野
において先端科学技術研究者、これはアンケート
調査でございますが、その筋の専門家の意識調査
を行いました。この結果を白書に取りまとめてお
るところでございます。

これによりまして、米国との比較においては、
若干の研究課題は日米同等と認められるものもあ
りますが、分野全体ではすべてについて米国優位
との回答が多数を占めてございます。また、西欧
との比較においては、全体的には同等との認識
でございます。なお、これは三年ごとにやってご
ざいます。三年前に実施された同様の調査と比
較すると、ここ三年の間に日本の基礎研究水準は
国際的にやや向上したという結果が出てございま
す。

また一方、将来の先端的分野における国際比較
については、今後重要となる新規有望技術につ
いて、米国の商務省及び科学技術庁の調査結果を白
書に取り上げてございます。これは、結果的には
ほとんど大差がない結論になっております。全般的
には現在の両国の技術レベルはほぼ拮抗してい
るとの調査結果が示されてございます。技術別で
は、ライフサイエンス分野では米国が優位、物
質・材料系では日本と米国が同等ないし日本が優
位、情報・電子系技術では半導体デバイス等で日
本の優位、人工知能等で米国優位と指摘されてお
ります。

今後の水準について、両調査のずれが若干ある
ものの、多くの新規分野、新規の技術について双
方とも日本が若干差を縮めてきている、相対的に
上昇傾向にあると予測してございます。

○太田淳夫君 この「内なるグローバルゼーショ
ン」という言葉は結構なんですけれども、それに
関連しまして、外国人研究者の受け入れの状況、
人数的なことになると我が国の研究環境という点
から見ましたところの問題点がいまいちとあるう
と思うんですね、国際比較いたしたりなんかしま
す。その点はどうでしょうか。

○政府委員(長田英機君) 外国人研究者の受け入れ
状況でございますが、先ほど御答弁申し上げまし
たように、出入国管理統計あるいは科学技術庁の
調査によりまして非常に入国者がふえているわ
けでございます。

なお、科学技術庁におきましては六十三年度に
いわゆるフェローシップという制度を創設いたし
まして、外国研究者を長期にわたって国立の研究
機関に受け入れるというような制度をつくりまし
て、その受け入れ人数も平成三年度は百八十名で
ございますが、逐次増加してきているわけござい
ます。

また、平成元年の十月には、新技術事業団で外
国人研究者受け入れのための宿舎の運営というよ
うな環境整備もやることにいたしました。これか

らもなおこういう外国人の研究者の受け入れ体制
を整備していきたいと思っております。

なお、先生今御指摘の研究環境の問題でござい
ますが、申すまでもないことですが、基礎研究を
推進する上ではいろいろな面の研究環境を整備し
なきゃいけないわけでございまして、例えば研究
資金の確保の問題、研究施設や設備の充実の問
題、研究者の処遇の問題、さらにいろいろな諸制
度を弾力化するなど、いろいろな面で制度の充実
強化を図っていかねばならないと思うわけで
ございます。こういう点から、今申し上げました
いろいろな面につきまして、過去におきましても
いろいろな努力はしてきているわけでございませ
うが、今後ともなお一層の努力を図ってまいりたい
と思うわけでございます。特に、制度面の弾力化
の点では、研究交流法の一部を改正する法律案を
今国会に提出させていただいているということでご
ざいます。

○太田淳夫君 大臣、科学技術活動につきまして
は、白書によりまして、この委員会でも今まで
も再三いろいろと論議になっておりますけれど
も、民間負担の研究費が大きくて政府負担が非常
に少ない。国際的な視点から見ても政府研究開発
費の対GDP比が〇・五四%という数字になって
いる。先ほどの政府負担の割合は一八%。そう
いった両方の数字を見ましても先進国の平均以下
になっているわけであります。また、我が国の特
許出願件数につきましては三十六万八千件と欧米
諸国の二、三倍。一方、特許、実用新案などの権
利譲渡、実施許諾等のいわゆる技術貿易の実績に
おいては、輸出が三千六百億円、輸入が八千七百
億円と輸入超過になっている。あるいは海外から
の論文の被引用回数あるいは国際共著論文数、
ノーベル賞受賞者数がいずれも少なく基礎研究
面が弱いこと、この不均衡が目立っているわけで
ございませうけれども、こういったバランスを欠い
た科学技術開発というのは国際的にもひんしゆく
を買っている。今後早急に改善すべきじゃないか
と思うんですが、大臣としてどのように対策を考

えておられますか。
○國務大臣(河川寛三君) お説のとおりでござい
まして、これまでの状況を振り返ってみますと、
お話のように全体の研究投資額の中で国の役割、
一八%ぐらいでございますね。これに対して、ア
メリカは五割近いし、ドイツは三三%、それから
フランスは五割近い、イギリスも四割近い。こう
いうことから基礎研究のたぐりという非難を受け
ております。私は必ずしもそうとは思いません
が、これから見ますと、やっぱり民間投資はお金
がかかる基礎的な研究よりも応用面に力を注ぐで
ありまして、私はバランスのとれた基礎研
究、応用・開発研究投資をやっていくかなきゃなら
ぬと思っております。

御案内の一月に出されました十八号答申、科学
技術会議でもそういう点を強く取り上げられてお
りまして、これからは基礎研究を中心にとんと精
出してやっていこうと。

ノーベル賞のお話が出ましたが、ノーベル賞の
制度ができてから九十年たちますが、日本は
たったの五人だ。アメリカは百五十九人、ドイ
ツも六十人も出しております。イギリスは六十
五人。毎年というわけにはいかぬかもしれませ
んが、二年に一遍ぐらいはノーベル賞の学者さん
が出るような体制に持っていかなきゃならぬ、持
っていく、こういう所存でやっております次第でござ
います。

○太田淳夫君 今科学技術会議の十八号答申のこ
とにちょっとお触れになりました。この第一章
に、「新世紀に向けてとるべき科学技術政策の基
本的な方向」として、科学技術による国際社会と
人類全体への貢献、これを基本的な考えとされま
して、一つは「地球と調和した人類の共存」、二
つ目は「知的ストックの拡大」、三番目は「安心
して暮らせる潤いのある社会の構築」、この三つ
の目標を掲げて、「積極的かつ総合的な科学技術
政策を展開」することとしているわけですね。一番
目の「地球と調和した人類の共存」においては、
地球環境問題等の人類共通の課題の解決あるいは

開発途上国等への技術協力、研究協力への取り組み、これが問題となると思うんですけれども、この点につきましてはどういような対策をとられるんでしょうか。

○政府委員(須田忠義君) 人類共通の課題に対する取り組みということで、白書や十八号においては、代表的な人類共通の課題といたしまして、一つは地球の温暖化問題、オゾン層の破壊問題、砂漠化等のいわゆる地球環境問題、二つ目はエネルギー問題、それから三番目は食糧の確保の問題、これは二十一世紀初頭には百億になるといいうゆる地球人口増加に対する食糧の確保、それからあと資源の確保やリサイクル、こういう問題を人類共通の課題として挙げてございます。

先生のおっしゃる、具体的に今何をやられているかということにつきましては、例えば地球環境問題への当分の取り組みといたしましては、地球観測衛星の開発などによる地球の観測、監視、こういうものを強固に今推進してございますし、地球規模の諸現象の解明研究、これは海洋開発の研究等でございます。それから、炭酸ガス等を発生しない原子力の開発なり炭酸ガスの固化の問題、そういうものを推進してございます。特に、地球温暖化の問題については、科学技術庁はグリーン・プラネット・プロジェクトとして、人工衛星や海洋からの観測、監視、諸現象の解明のための調査研究、観測データなどの交流促進を図っているところでございます。

なお、エネルギー問題への政府の取り組みについては、昨年七月に内閣総理大臣が定めたエネルギー研究開発基本計画に基づきまして、関係省庁と連携しつつ、原子力を初めとする太陽、地熱、風力等の自然エネルギー等の研究開発に対する問題、これはエネルギー源の多様化の問題でございます。それから、各種省エネルギー技術の開発等によるエネルギー利用の効率化の問題などを推進してございます。

から資源のリサイクルの問題、こういう問題を実施してございますし、今後これをさらに発展させていくべきだというのが十八号の考え方でございます。

○政府委員(長田英機君) 開発途上国への技術協力、研究協力にどのように取り組むのかという御質問でございますが、開発途上国の社会や経済の発展のためにはそれぞれの国情に合致した科学技術の振興発展を図っていくことが必要であるわけでございます。こういう点から、我々としては、完成された技術の移転ということのみでなく、研究段階からいろいろな協力をしていくことが必要だということに基本的に考えております。

こういうような見地から、科学技術庁といたしましては、独自の制度でアジア各国の研究者を招くセミナーを開催したり、あるいは先方の研究機関との人材交流、共同研究を実施いたしました。さらに原子力分野、宇宙分野におきまして協力をを行うというようなことをやっております。

また、国際協力事業団でございますが、この制度を活用いたしまして、研修員の受け入れとか専門家の派遣というように実施しておるわけでございます。今後ともなお一層こういう面の仕事に科学技術庁として一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

○太田淳夫君 六月にブラジルで環境サミットが行われますけれども、環境庁とか外務省が先頭に立ってやっておるようですが、これには科学技術庁としてはどういような体制で取り組んでおるんですか。

○政府委員(須田忠義君) 環境庁、外務省中心でやってございます。なお、科学技術の面については環境庁と科学技術庁が十分相談し、調整しながらいろいろの作業を進めてございます。

○太田淳夫君 それから、「知的ストック」はちよつと飛ばしまして、「安心して暮らせる潤いのある社会の構築」、こういうことでありましたけれども、科学技術庁としてはどの点を重視して

取り組む考えでみえるんでしょうか。人口高齢化問題の対応としていろいろと考えなければならぬ点がたくさんあると思うんですが、その点どうでしょうか。

○国務大臣(谷川寛三君) 急速に高齢化社会を迎えつつあります我が国におきましては、科学技術の積極的な活用を図ることによりまして今お話しした活力ある社会、経済を維持していくことができると、こう考えております。そのために、政府におきましては全般的な対策の基本となります長寿社会対策大綱を定めまして、これを踏まえまして当庁といたしましては研究開発を積極的に推進しておるところでございます。

具体的に二、三例を挙げて申し上げますと、老化やリユーマチ等、高齢者に対する病気の原因解明及びこれらの診断・治療技術等の開発に関する基礎的研究を理化学研究所でやっておりますところでございます。それから、動脈硬化、高血圧等の発症の研究に使用するモデルになる動物、こういったものの開発を科学技術振興調整費を通じて行っているところでございます。それから、アルツハイマー病等、遺伝子の異常に起因する難病の根本的解明に資するためのヒトの全遺伝子の解析、ヒトゲノムですが、これを理化学研究所でやっておりますところでございます。

こういうふうな、共通の、基礎的分野の研究開発を推進しております。今後とも関係省庁と協力いたしましてこの分野における研究開発の一層の推進を図ってまいりたいと思っております。

私は、実は方々で話をします際に、今までは宇宙開発とか原子力の平和利用、海洋の調査、こういったビッグサイエンスを中心にしてやっておりますが、二十一世紀はそれに今申しましたような研究が入ってくる、二十一世紀は人間科学の時代だと、こう言っておりますが、意を体しまして一生懸命この面で頑張る所存でございます。

○太田淳夫君 今、理化学研究所でヒトゲノム解析を進めてみえるということでございますが、このヒトゲノム解析における我が国の取り組みあ

るいは国際貢献はどういような方向で取り組んでおられますか。

○政府委員(井田勝久君) ヒトゲノムの解析というのは、ただいま大臣からお話ございましたように、がんでありますとかアルツハイマーでございますとか、こういった遺伝子の異常に起因する病気の診断・治療、あるいは生物の進化メカニズム等の生態機能の解明等に資する極めて重要な研究でございます。

このヒト遺伝子でございますが、約三十億個と言われます膨大なDNA塩基配列をすべて解析するものでございます。従来、この解析につきましてはアメリカが一歩進んでおりました、これまで我が国のこれを使った研究というのはアメリカ等の海外の解析材料や情報に頼っている部分が非常に多かったわけでございます。こういったもので論文で成果を上げるというようなことがあったわけでございますが、三十億個と言われます膨大なDNA塩基配列を解析するということになりますと、やはり米国、さらにヨーロッパ、日本、こういったところの協力が必要になってくるわけでございます。

そういう中で、我が国といたしましては、やはりまず基礎となり解析材料の開発とか調整、これをどういふうにきちつとするか、あるいは塩基配列等の解析技術の高度化、機械化でございますが、自動的にできるようなシステムをどう開発するか、こういったことをきちつと進めていかなきゃいかぬ。そういうことで、長期的には我が国も三十億個のうちの相当部分を分担してこの読み取りをしていくとともに、こういったDNA塩基配列のデータベースというものを構築いたしまして、我が国のみならず世界の研究者に提供できるようなシステムが必要であらう、こう思っているわけでございます。そういったための必要な基礎的第一段階の研究を本年度から理化学研究所を中心に進めようとしているわけでございます。

それとあわせて、現在のところ何といいま

してもヒト遺伝子の世界のデータベースはアメリカにございますが、それを積極的に支援するような活動、これも進めたいと思っております。どこでございまして、国際的な視点に立って、しかもこういった形で我が国におけるヒトゲノムに関する研究を進めたい、このように思っているわけでございます。

○太田淳夫君 先ほど大臣からお答えいただきましたような研究をやはりこれからどんどん進めていっていただきたいと思うんです。特にリユーマチでも悩んでおられる方が非常に多いわけでございまして、ぜひとも研究の実を上げていただきたいと思っております。

ただ、この三つの目標の実現のためにはやはり政府が果たしていく役割は極めて大きい、こういうふうな私たちが認識を持っております。今後、政府の研究開発投資の拡充を図ること、これはいつもこの委員会でも論議されているところでございますけれども、それも大事でありますし、基礎研究の主要な担い手であります。また人材養成機関、国際的な科学技術活動の核であります大学、国立試験研究機関における研究費の問題、伸び悩みの問題もあります。あるいは施設、設備が老朽化している、あるいは陳腐化している。私たちがいろいろと各研究機関、大学等を視察させていただきましてそのことも痛感しております。あるいは要員の不足、研究者の高齢化等の問題、これもさきの委員会の際にも私も申し上げたと思いますが、非常に早急に取り組んで改善することが必要であるわけでございまして、何分にもこれは予算が絡んでくる問題でございまして。

そこで、答申の中を見ますと、「時々の財政事情等を踏まえつつ、政府の研究開発投資額をできるだけ早期に倍増するように努める」、こういう表現をされているわけですが、現在のような毎年数%という予算の伸び率で見ますと、特段の措置を講じない限りなかなか早期、数年というのには難しいんじゃないかと、その期間に倍増するというのは非常に困難ではないかと思うんです。

が、逆に考えますと、今後政府が研究開発に何らかのプライオリティーを置くことを暗示しているのかなとも思えるわけでございまして、この点はどうのように考えたらよろしいんでしょうか。

○政府委員(須田忠義君) 先生御指摘のとおり、これから科学技術政策、基礎研究の強化、国際貢献を非常に強力に推進していかなくちゃいけないというの、まさに科学技術会議もそういう同じ認識でございまして。ただ、この早期倍増という、先生の御指摘のプライオリティーを科学技術に置いていくのかということについては、早期に国家予算が倍増されるはずはないんで、科学技術関係にそれを早期に倍増しろということは、国の政策として科学技術にプライオリティーをもっと置けという意味と解釈しております。なかなか財政も厳しい折ですけども、そういう方向に政府としても努力したい、そういうふうな思っているところでございまして。

○太田淳夫君 ところで、がん対策十カ年計画等ございましてね。私たちの党もいろいろと今提言、提案をしているわけでございまして、せんだつても大臣に申し上げました。例えば、基礎研究につきましても基礎研究振興法というのをつくって、一つは基礎研究の定義、位置づけをする、二番目は研究者の育成、三番目は予算の確保を明確にする、そういう法律をつくって、そのもとで基礎研究振興十カ年計画というのをつくつたらどうだろうかという提言を申し上げておりますし、あるいは大学、国立研究機関の問題につきましても、大学・国立研究機関再建十カ年計画というのを策定して十分な研究費あるいは施設の整備、大学間の相互交流などが柔軟にできるような体制をつくってやる必要があるではないか、こういう提言を申し上げているわけですが、その点はどのようにお考えになりますか。

○政府委員(須田忠義君) 基礎研究の振興十カ年計画、また大学、国研等の施設整備十カ年計画、非常に検討に値する計画だと我々は高く評価しております。

おるところであります。ただ、若干といいますが、もつとあれしただけで議論があるのは、基礎研究振興法で基礎研究の定義をどうするか。これはなかなかコンセンサスが得づらい。今の基礎研究というのは、概念は何かという、特定の目的を持たない研究を基礎研究と称するといいますが、目的基礎研究という言葉があったり、その辺いろいろな人からも今提言されていまして、この概念も整理していこうというふうなことになると思いますので、そのこと一つとってもなかなか難しい問題があるということと、あと人文系をどうしていくのか。人文科学ですね。自然科学だけの基礎研究なのか、人文科学はどうするか。基礎研究は理学部でやっていると、工学部関係はどちらかというと応用研究をやっているという説もあるんですが、そういうところをじゃどうしていくのか。いろいろ詰めた方がいい問題もありません。

そしてもう一つは、先ほど申しました国立の研究施設、それについてもその部分だけの増強だけでいいのか。もつともつとやらなくいかぬことを研究しろ。例えば、施設のみならず研究費の増額、そういうことも全部指摘されているわけですが、それを全体的にどう考えていくのか。いろいろ議論しなきゃいかぬ問題が山ほどあります。一つの選択肢として長期的に検討してまいりたい、こういうふうな思っております。

○国務大臣(谷川實三君) 先ほど来から御質疑に出しておりますが、私も一月に出ました「新世紀に向けてとるべき科学技術の総合的基盤策について」という科学技術会議の答申を旨としてこれから一層基礎研究の充実に努力していく存所でございますが、そういう折しも公明党から大変貴重な御提言をいただきました。この御提言の旨も十分参考にさせていただきまして施策を凝らしていきたいと思います。

なかな言いかねるのでありますが、来年度予算も科学技術関係には若干ひいき目に財政当局も査定をしてくれておるように思っております。私は腹の中に持っているのでまだ事務当局とも話したこともありませんし、どこも相談したことがございませんが、例えばお話に出ている国立大学とか国の研究機関の施設の改善も、総体の額がわかりますから、これは何年間で改善していくということとを、川とか道路とか空港なんかと同じようにできないものだろうかとか考えておりますが、そういうこともあれしながら、とにかく予算でございまして、できるだけプライオリティーを科学技術の面に置いていただきたいと、できるだけ早く答申の旨に沿うような格好に持っていかなきゃならぬと思っております。

○太田淳夫君 予算要望はいろんなものがありますが、なかなか難しいと思っておりますけれども、どうかめり張りをつけた予算編成というのを、大臣も大蔵省の御出身でございまして、これからいろいろと研究していただきたいと思っております。

最後になりますけれども、十八号答申の中で、基礎研究を強化し、世界レベルの研究拠点、COEを構築すること等で国際貢献に資するということとが重要な案としてありますが、我が国のCOEに世界のすぐれた頭脳が集まれば我が国の研究能力向上につながるわけです。その意味で我が国自身のためにも意義のあることだと思っております。このCOEを国内で形成していくことについて政府としてはどのような構想をお持ちですか。

的に優秀な人もそこに集まってくる、それが国際的な研究交流の一つの手段だということが念頭にございます。したがって、それについて計画的に日本でその設置を図っていくということでございます。我々もその答申を受けて具体的にCOEの日本のこの後の展開の計画について議論していきたい、こう思っております。

なお、我が国におけるCOE、センター・オブ・エクセレンスというのはどんなものかと、どういうイメージかということにつきましては、例えばこういうものじゃなかろうかというのが議論をされてございまして、一つは理化学研究所におけるリングサイクロトロンを中心としたいわゆる加速器の科学部門、あれなんかは日本が誇るセンター・オブ・エクセレンスだと言えるんじゃないかなろうか。それから、文部省の高エネルギー物理学研究所、これなんかはいわゆるトリスタンを中心とした一つのセンター・オブ・エクセレンスだと思いますし、あと分子生物系では文部省の岡崎の国立共同研究機構の中の分子科学研究所、あれなんかは一つの代表的なCOEかなというふうに考えております。いずれにしても、各省庁と今後相談しながらそういう展開をしていくことに努力したい、こういうふうな思っております。

○太田淳夫君 終わります。

○吉川春子君 まず、国際機関の勧告の受け入れについて質問します。

一九九〇年六月二十二日、ICRP、国際放射線防護委員会は、原子力発電所や医療施設で働く放射線作業従事者の年間被曝線量限度を現行の五十ミリシーベルトから二十ミリシーベルトに引き下げるようにIAEAとかあるいは日本など各国政府に勧告することを決めました。チェルノブイリの原発事故による地球規模の放射能汚染が世界じゅうの人々に放射線の危険について改めて考えさせたり、またイギリスのセラフィールドの核燃料処理施設の周辺で子供の白血病がふえている問題とか、放射線被害が現実を引き起こされております。

すけれども、同時に、そういうこととの絡みで原発に反対する運動が大きく盛り上がった。こういうことがICRPにも一定の影響を与えたのではないかと考えられますが、日本政府はこの勧告の受け入れについてはどういう態度で臨まれますか。どこまで作業が進んでいますか。

○政府委員(坂内富士男君) ICRPの九〇年勧告に対する質問というふうに受け取りました。

この勧告でございまして、一九九一年四月に出されております。それで私もとしましては、放射線審議会というものがございまして、その放射線審議会がICRP新勧告を国内法令に取り入れるに当たりまして、そのための検討を放射線審議会基本部会において行うこととしておりまして、この基本部会が勧告が出されるに当たりまして既に相当回数打ち合わせをやっておりますのでございます。

○吉川春子君 諮問されているということですね。

○政府委員(坂内富士男君) 諮問ではございませんで、今その中身について鋭意検討を行っているというところでございます。

○吉川春子君 例えばある報道によると、福井県では八八年度に原発作業従事者の〇・六％に当たる百十二人が年間二十ミリシーベルト以上、すなわち新しい基準値を超える被曝をしていると県が報告しているわけです。日本全体では新しい基準より被曝線量がオーバーしている労働者の数、率はどれぐらいになりますか。

○政府委員(坂内富士男君) 今の御質問ですが、少しさかのぼりましてICRP九〇年勧告についてちょっと御説明したいと思っております。

○吉川春子君 いや、いいです、中身はもうわかっていますから。

○政府委員(坂内富士男君) この九〇年勧告では二つの条件がございまして、五年間の平均値が年当たり二十ミリシーベルト、つまり五年間に百ミリシーベルト。それからいかなる一年間にも実効線量が五十ミリシーベルトを超えるべきじゃない

ということでございます。この今の条件でおわかりのように、現在はこういうデータの集積は行っておりません。

○吉川春子君 ちょっとと語尾が聞き取れなかったんですけれども。

○政府委員(坂内富士男君) 失礼しました。

この新しい勧告に基づくものによりまして、先ほどの御説明の繰り返しですが、結局五年間に百ミリシーベルトというような計算の単位になります。そのことから、現在そのような集計を行っておりませんということを申し上げます。

○吉川春子君 じゃ、それは集計を行って、今の被曝線量でどれだけそれをオーバーする労働者がいるのかという資料を別途提出してください。

とにかく、ICRPは、日米合同調査会がまとめた広島、長崎の健康影響調査などを再評価して、低レベル放射線が遺伝的障害や発がんなど確率的な影響を起す危険性というものは七七年当時

考えていたよりも三倍も高いことがわかった、こういうふうに報道されているわけですが、七七年の基準を日本は八九年に受け入れているわけですね、十二年かかって。それもまた安全ではないとい

うことなんですか。七七年あるいはそれ以前の基準によって働いてきた労働者の健康状態というものは本心に心配なんです。こういうものに

対する対策はどういうふうな考えておられますか。それとも何もしないんですか。

○政府委員(谷弘君) 御案内のとおり、このICRPが出します限度基準というのは、これを超えると直ちに危ないというような状態ではございませんで、むしろ原子力活動をやっていきます際に、保守的に仮定をしてこれ以下で管理をしてい

こうという基準でございまして、過去にやってまいりました基準について国際的にもこれをさかのぼって見直す、あるいは医療的な措置が必要ということは考えておりません。

○吉川春子君 全く冷たい答弁ですね。つまり、ICRPが決めたのはこれ以上絶対に超えてはならない、まずいんだという基準で、し

かもそれを超える労働者が日本にはいっぱいいるんですよ。危険でなければその数値を三分の一以下に減らすとかそういうことはしないわけで、そういうものについて全く考えてないというのは、本当に日本の国民のためである政府なんだろうかと、こういうふうには思っています。

大臣、今そういう統計の方法をしてこなかったとおっしゃられましたけれども、それは正確な数字が出されないということであって、今度の新しい基準にはいろんな矛盾もあり問題点もあるの

で、私たち一〇〇％ICRPがいいと言っているんじゃないんですけれども、しかしその基準値が確実に下げられますと、やっぱり今まで基準値を

オーバーした放射線を浴びている労働者というの

もいるわけだし、一日も早くできる限り低い被曝線量で働く条件というのをつくらねえかならない

と思うんです。そういう労働者に対して、被曝の障害を受けないようにするように政府は今後ど

ういう対策を考えていかれるのか、国際基準の受け入れの問題とも絡みますけれども、大臣の御所

見を伺いたいと思います。

○国務大臣(谷川寛三君) ICRPの勧告につきましては、従来より放射線防護の基本的な考え方を示すものとしていたしまして尊重してきておるところでございます。今お話がありました原子力発電所の放射線作業従事者の被曝線量につきましては、これを低減させることを基本方針として考えておるところでございます。このために原子炉等

規制法等の関係法令に基づきまして事業者に対しては厳しい被曝管理を義務づけておるのであります。今後とも被曝管理対策の適切な運用が図られるように努力してまいりたいと思っております。よろしく願います。

○吉川春子君 九一年の原子力安全年報によりま

すと、九〇年度の各原子力発電所の放射線業務従

事者の線量当量実績はすべて年間五十ミリシーベ

ルト以下であるというふうになっておりますね。そ

して、これは電力会社並びに下請業者からの報告

によるものですけれども、この数値は原子炉施設

ごとのトータルの社員、下請労働者の被曝線量とその平均値が書かれているわけなんです。放射線影響協会、これは個人の被曝線量の登録業務をしている財団法人ですが、そのニュースによりまして、一人の労働者が年間二カ所以上、多い人だと六カ所以上原発の放射線業務に従事しているわけで、幾つかの原発で働くたくさんの労働者の個人の被曝線量のデータはここには出てないわけなんです、これは輪切りのように横割りで出ているわけですから。

私は、特に幾つかのところを回って歩いて被曝線量の高い何人かの労働者の個人のデータを提出していただきたいと思うんです。これはもちろんプライバシーの問題ありますから氏名は全く必要ありません。全員出せと言っているんじゃないやなくて、何人か高い人を抽出して、個人のデータを出していただきたいと思っています。

○政府委員(坂内富士男君) 中央登録センターの管理している被曝データについてでございますが、中央登録センターとそれから被曝データを提出していただく原子力施設等の事業者でございますが、これにつきましては民事上の契約という形でデータを出していただくことになっておりまして、そういったことからデータをお出しできないというのを御理解いただきたいと思えます。

○吉川春子君 そんなことは理解できませんよ。この後聞きますけれども、疫学調査も科技庁は委託している団体でしょう。その団体が国会議員が要求するデータを出せない。それで、はいそうですかということで科技庁は引き下がるんですか。

○政府委員(坂内富士男君) 先ほどの繰り返しに答弁にならざるを得ませんが、中央登録センターの行っている被曝線量の登録管理業務、これは原子力事業者等と中央登録センターとの間の民事上の契約に基づいているということでもって、提出は差し控えていただきたいと思えます。

○吉川春子君 そんなお粗末な答弁で国会議員の質問に対する回答と言えませんでしょう。全く合

理的な理由も何にもないじゃないやありませんか。

放射線量の測定は原発の敷地内で行われて、そこに記録も残してあるわけですね。そして本当に被曝した量が正しくはかられて、そしてまたはかされたものが正しく記録されているということに担保される必要があると思うんです。かつて労働者が鉛筆で書かれた被曝線量を改ざんされることを恐れてボールペンで記入させよという運動を起したことがあったと聞きますけれども、被曝線量の改ざん、あるいは正しくはかられている、そういうことは絶対自信を持って言えますか。

○政府委員(坂内富士男君) いわば被曝データの信憑性がどういふふうにならねばならないかという質問だと思います。

これは、従事者の被曝管理につきましては、保安のための措置の一環として事業者が責任を持って行うように原子炉等規制法に定められております。そして、それにより事業者がこの規定を遵守して被曝管理を行っているということでございます。当庁としましては、各施設における放射線管理の状況について定期的に事業者から報告を受けるとともに、職員を派遣して放射線管理が適切に行われていることを確認して、さらに必要があれば法令に基づく報告の徴収、立入検査等、必要な措置を講じていくこととしております。

以上でございます。

○吉川春子君 仕組みがそうなっているということでしたけれども、実際にそういうことがちゃんとチェックされているということじゃなくて、とにかく設置者側からの報告を信用していますというところでしょ。過去にそういうものがちゃんと記録されていないので手入をしたり改めさせた例なんかあるんですか。

○政府委員(坂内富士男君) ただいまの規制法等に基づきます報告の徴収あるいは立入検査等によりまして被曝線量の管理方法の実態、それから放射線管理にかかわる記録の保存状況、放射線測定

器の整備状況等について調査を行っております、そういった放射線管理が適切に行われているということを確認しております。

○吉川春子君 一度もごまかされたことはなかったという答弁ですね。私は放射線管理手帳のコピーを持っています。ある特定の方のものを持っています。これには健康診断の記録が書かれているわけなんです。

それで、これはちょっと前になりますけれども、五十六年九月二十一日に健康診断しましたら、総合判定で血色素量増大と、そういう判定が下っているわけなんです。つまり異常の判定が下っている。そしてその五日後にまた検査しました。そうしたらそれには異常なしということが書かれています。そして、最初の異常ありという総合判定をしたところの医療機関と二番目の医療機関とは違うんですね。そして、これは当事者のお話を伺いましたら、この二番目の異常なしということと結論として出した医療機関は架空なものだったんです。こういう事実があるんです。これに限らないと思うんですけれども、たくさんある中の一つと思うんですけれども、こういうものをチェックする方法というのはあるんですか。

○政府委員(坂内富士男君) 今の調査といいますか、そういったものにつきましては、今で初めてお伺いしましたわけで、どのようだった事例であるかということについて確信がございません。ものですから、ちょっとお答えは控えていただきたいと思います。

○吉川春子君 私が聞いているのは、こういう捏造された、でっち上げた医療機関によって異常なしという結果が記入されているものが現にあるんですね。これ、お渡ししてもいいですけれども、こういうものをチェックすることは、一般論としていいです、こういうものをチェックする方法というのはあるんですか。だれがするんですか。

○政府委員(坂内富士男君) 先ほど職員を派遣しまして立入検査等を行うということを申し上げます。

したが、そこでわかるのではないかというふうに思われます。

○吉川春子君 さっきいろいろ言われましたけれども、こういうことだって一件も発見してないじゃないですか。専門家をちゃんと派遣していると言っているけれども、一件も発見していない。今まで全部正確に行われたと言っているじゃないですか。だから、そういうチェック機能がちゃんと働いていない、そういうことなんです。私が指摘したいのは、大体これだけたくさん、二十五万人から登録センターに登録されているわけでしょう。その人のあれが今まで一回も、そういうデータの改ざんもつかない。これはもう何もやっていないのと同じじゃないですか。

私はちょっと労働省に伺います、時間の関係で。労働省お見えですか。――定検の際、立入検査を行いますね、臨検を行いますね。このときに事前通告なしで入った例がどのくらいあるのか、その数を教えてください。

○説明員(出村能延君) 原則として事前に通告して監督を実施するということはしておりませんが、一般的に入れないところ等がございますので、その直前に了解を求めるといいますか、そういうことはあると思えますけれども、原則としては事前に予告をして臨検監督を実施するということはございません。

○吉川春子君 どちらが原則なのか、ちょっと確認します。

原発の定検をやりますね。その期間中に入るわけですね、労働基準監督官が。そのときに事前通告なしで入るのか、事前通告をして入るのかというのを聞いています。どっちが原則ですか。

○説明員(出村能延君) こういう原子力発電所に限らず、事前に予告をして入るということはないというのが原則でございます。

○吉川春子君 ちょっと、きのうレク受けたんですよ、ちゃんと。労働基準監督官の方が五人ぐらいて来てやって、大体事前通告しなければ放射線の管理区域に入れないから全部事前通告するんだ、

こういうふうなレクで言ったのに、その答弁を覆すんですか。レクで言ったことこの会議場で言うことと全く反対のことを言うのはなぜなんですか。その理由からまず伺います。

○説明員(出村能延君) 今申し上げましたのは、原子力発電所について監督を行う場合も一般的に言ひまして予告はしないということを申し上げたんで、ただ、発電所の炉心付近等の管理区域内に入る場合、そういう場合には関係法令に基づきまず原子炉設置者の管理規制もございまして事前に連絡をするということになるかと思ひます。

○吉川春子君 時間がないんですから。労働省、労働者の立場に立つお役所でしょう。ごまかすような答弁はやめてください。

炉心の近所に入って、被曝の線量の測定がちゃんと行われているかどうか、そういうことを定検でやるわけでしょう。だから大体全部事前通告をして入っているというのうのあなたの部下の方の説明が正しかったわけですよ。そういういいかげんな答弁はやめてください。

それで、その定検のときの検査によって被曝線量がオーバーしているとかあるいは被曝線量によって死亡その他の例で労災が認定された件数がどれぐらいあるのか。数だけ言ってください。

○説明員(出村能延君) 現在までに原子力発電所における被曝により放射線障害として労災認定をいたしました事例は一件ございまして。これは昨年、平成三年末に認定をしたものでござい

す。

○吉川春子君 既定の放射線を、国際基準をオーバーして被曝しているとか、そういうもので摘発した例はありますか。

○説明員(出村能延君) 私どもの監督指導の中でそういう事例は今までございせん。

○吉川春子君 ちよつと時間の関係で私が言ひま

すけれども、労働基準監督官の数もきのう出してもらいました、各施設ごとの。もう本場に数が少ないですね。そして専門家もいせんね。だから、そういう状態の中で本場に原発で働く労働者

の健康が守れるのか。もうそういうものを熟知している電力会社やそれをくぐらうとしているようなそういう人を相手にして本場に労働者の健康が守れるとは私は思えないわけなんです。

それで、事前の安全教育の問題についてもう一つ労働省にお伺ひしたいんですけれども、原発で働く労働者に対する事前教育のあり方にも私は疑問を持たざるを得ないんです。

これは教育の原発の労働者からちよつとお借りしたものでないんですけれども、ごく最近にその仕事をするために教育を受けた内容なんです。これは労働者の通達によると二時間、実技が一時半やるといふふうになってますよ。私はこれを読んでみたくて。私もそんなに専門家じゃないですけれども一応科学技術委員会でも何回か原発の質問をしている者ですが、非常にこれは読んでも難しいんですよ。それで、経験不問という形で集めてきた農村や漁村や一般の労働者に説明する内容としてはこれはなかなかわかりにくいんじゃないか。本場にその人の健康を、被曝から健康を守るための安全教育としてはちよつとどうかという印象を持ったことと、それからこれを受けるために何時間かかるわけですか、労働省で基準を示していただけますか。それでは一日終わっちゃうわけなんです。

実は、この労働者は、このときはわからなかったんですけれども、同僚に相談したら一次系に入るのは危険だと言われてやっぱやめたんです。入るのを。そうしたら今度その登録を解除するためにもう一日必要なんです、日にちが。だから少なくとも二日あるいは三日間そういうことで日にちをとられるんですが、原発の労働者というのは御承知のように日給月給のような形、日当です。よし、これについては一切お金が払われないわけなんです。その安全教育を受けるための日は日当も何も払われないわけなんです。

私が労働省に伺ひたいのは、どういふような形で安全教育をされるのか、その責任が一体どこにあるのか、その費用の問題も含めて。その件につ

いてちよつと端的にお伺ひしたいんですが。

○説明員(下田智久君) ただいま御指摘の安全衛生教育につきましては、昭和五十九年六月に原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育推進要領、こういうものを定めまして実施をいたしております。

今お尋ねの労働衛生教育の実施主体はだれかということですが、原則として放射線業務を行う事業の事業者、こういうことになっております。対象者はもちろん原子力発電所で管理区域内に業務上立ち入る労働者ということになっておりまして、先生御指摘のような時間数でわかりやすく教育をするというふうな観点から、講師等につきましても十分に放射線防護に関する専門的知識を有している人、それから現場の状況を熟知していること……

○吉川春子君 ちよつと簡単をお願いします。

○説明員(下田智久君) そういった十分に経験を積んだ方に講師としてなつていただく。さらに実技等が必要でございまして、実物の大規模等を使いながら実際にやつていただくという格好をとつております。

○吉川春子君 日当の点はどうですか。要するに、電力会社が責任を持つということですか、それとも労働者を送つている下請が責任を持つということですか。わかりやすく言つてください、どっちなんです。それからその費用はだれが負担するんですか、そのときの日当です、労働者の。

○説明員(下田智久君) 先ほど申し上げましたように、責任者は事業者ということになっております。したがひまして、事業者が責任を持つて行うことになるわけですが、事業者はその能力がない場合には、元方でありまして、事業者がその能力を提出していただいたら、みんな原発推進の電力会社とか大企業とか、そういう方たちが集まつておられるわけですよ。そういうところに二十億前後のお金をかけて疫学調査をされるということなんだけれども、本場にこれは働く人たちの今後の、いろいろ放射線の害から身を守るためのそういう

るところでございまして。

○吉川春子君 この点について大臣に一言お伺ひします。

今、教育の問題でも電力会社とかそういうところは責任を全く持つていないわけですよ。しかし、実際には原発のいろいろな問題についてやっぱりそこが第一義的に責任を持つべきで、下請業者に今一義的に責任を持たしているというのが労働省のお答えですけども、これはまずいと思うんです。

それで、やはり下請労働者というのが一番被曝もするんですよ。被曝線量がオーバーすると今度職場を失うわけなんです。そういう矛盾と困難さを抱えているんです。だから、こういう人たちに被曝もさせないようにする、そしてその生活もちゃんと保障する、少なくとも教育の日当も個人持ちなんというふうなそういう劣悪な条件はやっぱり改めていかなくやらないと思ふんですけれども、こういう労働者について、本来労働大臣の方がいいかもしれませんが、内閣を代表して科学技術庁長官に答弁を——いや、事務局じゃだめです。大臣の答弁を最後に伺ひたいと思ふんです。

○吉川春子君 最後に、放射線影響協会の疫学調査という点について、放射線影響協会に疫学調査を科技庁が委託したんですけれども、先ほど答弁がありましたように、国会にも資料を提出しないようなそういう財団法人ですよ。役員の名簿を提出していただいたら、みんな原発推進の電力会社とか大企業とか、そういう方たちが集まつておられるわけですよ。そういうところに二十億前後のお金をかけて疫学調査をされるということなんだけれども、本場にこれは働く人たちの今後の、いろいろ放射線の害から身を守るためのそういう

とつてございまして、事業者責任という点から、時間内に行うように指導してい

るところでございまして。

○吉川春子君 この点について大臣に一言お伺ひします。

今、教育の問題でも電力会社とかそういうところは責任を全く持つていないわけですよ。しかし、実際には原発のいろいろな問題についてやっぱりそこが第一義的に責任を持つべきで、下請業者に今一義的に責任を持たしているというのが労働省のお答えですけども、これはまずいと思うんです。

それで、やはり下請労働者というのが一番被曝もするんですよ。被曝線量がオーバーすると今度職場を失うわけなんです。そういう矛盾と困難さを抱えているんです。だから、こういう人たちに被曝もさせないようにする、そしてその生活もちゃんと保障する、少なくとも教育の日当も個人持ちなんというふうなそういう劣悪な条件はやっぱり改めていかなくやらないと思ふんですけれども、こういう労働者について、本来労働大臣の方がいいかもしれませんが、内閣を代表して科学技術庁長官に答弁を——いや、事務局じゃだめです。大臣の答弁を最後に伺ひたいと思ふんです。

データにしくちやならないと思ふんです。原発の推進のためのデータ集めのためにこういうことをやっては絶対にならないと思ふんですね。私は、この放射線影響協会の組織、目的、そこから非常に疑問を持つてすけれども、そういう本場に国民のために役に立つ調査になるんでしょか。その点最後にお伺いします。

○政府委員(坂内富士男君) まず、この放射線影響協会ですが、これは公益法人でございます。それから、本会の目的はいろんな放射線の生物、環境に及ぼす影響等の知識普及云々でございますが、端的にこの疫学調査にあらわれていると思いますが、疫学調査の概要を少し御説明したいと思います。

一口に申しまして、約二十三万人の原子力発電所等が実際に仕事に従事した人を対象にしまして、それらの方々がどういふふうな一体被曝したかという追跡を、そして死亡した場合にはその原因をとらえまして、非常に低い線量の放射線の人体に与える影響について科学的知見を得るということを目的とするものでございまして、こういったことを行うことによって労働者の安全といったものが一層高められるものというふうに確信しております。

○吉川春子君 時間ですので終わります。

○星川保松君 私は、豪雪の中に生まれて、豪雪地帯で六十年を過ごしてまいりました。豪雪の問題について科学技術庁が取り組んでおられるわけですから、豪雪の問題を質問してみたいと思ひます。

夕べの天気予報などを見ておりましたが、テレビにいわれるお日様の書かれてある太平洋側、それから雪だるまがずらりと並んでいる奥羽山脈の日本海側というふうにはつきり分かれて出ているわけでありまして、きょうも私はその雪だるまの書かれているところに帰るわけでありまして、どのぐらいたま雪が積もっているかわかりませんが、私のところは山形県の尾花沢というところでありまして、多いときには積雪が二メートルござい

す。ひどいときはふぶきですと一週間ぐらいぶつ続けにふぶきまして、一メートルぐらいの雪がたちまち積もるといふような状況のところでございます。

それで、いわゆる災害の中にも、豪雪災害、それから風水害とか地震とか火山とか、いろいろな災害があるわけでありまして、雪以外の災害というのは大体一過性のものでありまして、惨たんたるその状況が報道されまして、その対策がとられるということが目に見える形で行われるわけでありまして、雪というのは我々があそこに住みつく前から何千年も降っておられるわけでありまして、火山活動はいつ終わるかかわらない、それは地下のマグマのことだからと、こういうことでありますけれども、いつ終わるかかわらないのはなくて、もう終わりがないだろうというのがいわゆる豪雪災害であるわけでございます。そうしたことから、どうも豪雪災害に対して地域住民はもうあきらめが強くなくなつてまいりまして、それから行政の方ももうなれつになつてしまつて、どうもだんだん研究、対策等がおろそかに、薄くなつていくのじゃないかと懸念するわけでございます。

それで、私たち日本のいわゆる豪雪地帯というのはどういふ特徴を持っておられるだろうということとを前々から関心を持ちまして、実は私は豪雪の年に北半球を一周したことがございまして、それで、旧ソ連の方から入つていきまして、スウェーデンに行つて、それからずっと南下してスイスまで行きまして、スイスから今度はフランスを通りましてアメリカのシカゴの方に行きまして、それでぐるっと回つてきたわけでございます。

それで確認できたことは、日本のような豪雪地帯は、国土面積の五二%が豪雪地帯に日本はなつておられるわけでありまして、こういう豪雪の降るところは世界に類がないということを確認してきただけでございます。世界どこに行きましても、山形は日本の豪雪地帯の大体真ん中だと思ひますけれども、北海道から富山あたりまでをエリアに

しますと。山形は北緯三十八度でございます。そういう低緯度で、しかも私どもの町は標高は百二、三十メートルしかありません。標高の高いところで豪雪の降るところはありますけれども、いわゆる平地で、しかも緯度がこんなにも低いところでは、雪が降るといふのはまず世界に類がないというふうな確かめてきたわけでありまして、そのために日本の雪というのは、緯度の低い暖かいところの雪でありますから、寒中是非常に軽い雪が降りますけれども、あとは極めて重たい、いわゆる重量としての害を及ぼすような雪でもあるという事です。そういう大変な豪雪地帯を抱えている日本として、やはり世界一の豪雪地帯であるならば、その豪雪対策というものはやはり世界一でなくちゃ引き合えないわけでありまして、そういうものでなくちゃいけないというふうな考えてまいつたわけでございます。

そういう見地から、科学技術庁の雪対策の体制といふことが、それが果たして十分なんだろうかというのを今まで大変疑問に思つてきたわけでございますが、まずその世界一の豪雪に対して科学技術庁はどういふ体制で対策をしていらっしゃるか、そこからひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(井田勝久君) 雪の研究につきましては、科学技術庁にございます防災科学技術研究所の新庄の雪氷防災研究所がございまして、それと長岡の雪氷防災実験研究所とございまして、この二つを中心にして進められてきておられるわけでございます。

こういったことで、今お話しのように、雪害は大変大きな問題でございますので、この両支所におきましては、低温実験室でございますとか大型の雪崩の実験シェードでございますとか、屋根雪の処理実験施設等の大型の研究施設でございますとかあるいは積雪観測露場と、こういったものの観測施設を持っております。雪害に関しまして基礎から応用、開発と幅広い研究をしているわけでございます。また、この両支所のほか、筑波に

防災科学技術研究所の本所がございまして、この気圏・水圏地球科学技術研究部、こういう部におきまして地吹雪等の研究を各支所と協力して行ふなど、防災科学技術研究全体として取り組んでいる、こういうのが現状でございます。

○星川保松君 今お話をいたしましたように、長岡に研究所があつて新庄にも研究所がある。私は新庄の研究所には近いものですから何回か行つたことがございまして。前に行つたときの中村所長さんという方が今長岡の方の所長さんをなさつていらっしゃる、大変熱心な方で、中谷宇吉郎先生の孫弟子ぐらゐになるんだそうでございます。そういう中であつた、私はこの長岡の資料をちよつと見て大変驚くことがあつたわけでございます。

それは、昭和四十一年度一研究室新設されまして、定員十四名になつたわけですが、それで、その後四十四年には十二名にこれ二名減つてゐるわけですが、それから今度四十七年に十一名、五十八年には十名というふうになつてだんだん減つてゐるんです。これでは研究に差し支えるんじゃないか、拡充強化するんじゃないか、その辺のところをひとつ説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(井田勝久君) ちよつと詳しい当時のこと、四十四年となりますとかなり前でございますのでちよつとわかりませんが、ちよつと四十四年といふと新庄の支所ができたときになつたかと思ひますから、そういうことと兼ね合ひもあつたのではないかと思つております。ただ、私もとしましては、この雪の研究も非常に大事でございますので、長岡につきましては最近特別研究員という制度がございまして、優秀な方がある期間、二年ぐらゐ切りまして研究員として定員のほかに採用できるという制度がございました。こういった方も長岡には入つていただまして、やはりこの雪の研究は大事でございますので、拡充強化しなさいかぬということで最近そういう措置をとつたところでございます。

○星川保松君 雪の研究というのは非常に大事だと私は思うんでありますけれども、私のところでことは雪が少ないということだったんですが、屋根の雪がだんだん積もってまいりましたもう危険だということでの間雪おろしをやりました。それで、やはり大変かたい重い雪が積もっておったわけでありまして、人夫さんを頼んで、それからおろした雪は、道路にしか落とすところがないわけですから、道路では車の邪魔にならないようにすぐ片づけなければなりません。それで機械も頼んで一回で八万円かかりました。これを多い年は三回か四回やらなければならぬんですよ。

私のところは市で大通りの両わきに流雪溝というのをつくってあります、これでいわゆる農業用水を冬分土地改良区から分けていただいで流して、雪をそそぎに流しているわけです。それがあからよっぽどいいんですけれども、道路からトラックに運んで雪捨て場まで持っていくかなくちゃいけない方もいるわけです。そういう人は恐らく一回十万ではおさまらないんじゃないかと思えます。それがこの豪雪地帯全体に及ぶということも考えました場合、これは国民の、いわゆる豪雪地帯の住民の負担というのは大変なものなわけですね。それから今度は、各自自治体ももう除雪のために何億円という金をつぎ込まなければならぬわけですね。これもつぎ込んだ金は何にもならない。雪が消えるとお金は何だったのだらうというような金になるわけですね。

そういう苦しみを豪雪地帯の人々は味わっているわけでありまして、国土面積のうちの豪雪地帯の占める割合が五二％、そういうふうな高いというものの、人口比率はどうなっているか調べたことはありませんけれども、恐らく日本の人口もこの豪雪地帯から雪の降らないところに大移動しているんじゃないかと。それに漏れずやはり私の住んでいる市はほとんど毎年人口が減っておりますまして過疎指定されておるわけでありましてけれども、出ていく人は、うちのところよりもっと

雪の降るところに行つた人は一人もおられません。全部やはり雪の少ないところに行っているわけですね。そういうことを考えますとこれは大変な問題だ、こう思うわけでございます。

私もこの研究所の視察に行つたりしまして、それぞれいろんな工夫をしているんですよ。それで、私も実は屋根の雪を片づけるのに何とかうまい方法はないかと思つて三つの方法を試みていずれも失敗いたしました。

一つは、この新庄の資料にありますけれども、雪がするすると落ちてきて道路とかほかの土地に行かないようにするには、屋根の傾斜角度と雪の走りがどういふ関係にあるかというところが出ておりますけれども、これやってみて驚いたことは、いわゆる降り始めの雪、それから寒中の粉雪、それから今度春近くなつてから降る雪、これは雪質が全部違うわけですよ。それによつてこの走りが全く違うんですね。それで、あるときは滑つてきたのが全部ここでこつたやつてその軒下に落ちるやうに設計してあつたんですよ。ところが、はね越えてそれが道路へ行つたり、それから今度は落ちないでこへつかえたり、全然使ひ物にならないで、これはただ損をしましてもうやめました。

それから、今度は屋根の上にパイプを通してそれに地下水を揚げたんですよ。それで雪が降つたら屋根からだつと水が流れるやうに思つてやつてみたんですよ。そうしたら今度は、いわゆる屋根の水というのは上から下にすつと流れる分にはいいんですけど、ところが、途中で雪でとめられてたまるんですよ。そうしますと、トタン屋根というのはこういうふうなつないであるんですね。このつないであるところが水につかれますと逆流しちゃう、全部、そしてうちじゅうがじゃんじゃん水浸しになつたんですよ。それでこれもやめました。

それから今度は、落ちた雪を解かそうと思つてうちの軒下にパイプを通してそこから水を落としたんですよ。そうしたら、隣とうちの間にそ

れをやつたものですから、ところが雪というのは解けて固まつて解けて固まつてなくなつていくわけですね、春に。そのときに物すごい圧力がかかるんですよ。それでそのパイプ、頑丈にしたはずなんですけれども全部ばらばらになつてしまひました。

全部もうお手上げで、結局大昔からの雪崩めとうちの方ではいけませんけれども、雪どめをつつて人力でそれをおろしているわけですよ。いろんな工夫をしています。

私のところに法務局の出張所がありまして、仙台の法務局の方で設計をして平らな屋根でつくつたんですよ。それで幾ら降つてもそれに耐えられろという設計だったんですよ。そしてやりましたところが、初めの一、二年はよかったんですよ。後になつたら、その平らな屋根に亀裂が生じましてこれはまた雨漏りですよ。それから一生懸命雪おろしをやつていました。いろんな工夫をやつて、どうしようもないということで伝統的なやり方にみんな戻つてしまつていくわけなんです。

そういう立場からこの研究のことをずっと見ていきますと、これでは私たち豪雪地帯での活用到底たえられそうもないという感じがするわけですよ。ですから、人員を減らすどころかもっとふやして、いろんな試験施設をつくつて、それでもっといろんな場合を想定してやつていただきませんと、もう到底豪雪地帯の皆さんの頼りになるような防災研究施設にはならないんじゃないか、こう思いますが、これについてはどうお考えですか。

○政府委員(井田勝久君) この防災科学技術研究所の雪害研究でございますが、大きく分けますと地域密着型の研究とそれから地球科学技術的な基礎研究、この二つに分けておりまして、今御指摘の点は地域密着型の研究をもつとやれと、こういう御指摘かと思つておるわけでございます。

私もとしては、今までの新庄研究所で今お話のありましたような屋根雪及び家屋周辺の雪処理技術に関する研究、こういったものをしており

ます。そういった研究で、最近増加しつつある大型建造物の雪氷対策に資するような研究ということで、そういった屋根上と地面の風速特性とか堆雪形状の相関あるいは大型屋根におきます屋根雪の積もり方、落ち方の特徴に關しまして研究を行ひましたり、あるいは今関係省庁一緒に共同で降積雪対策技術の高度化をどうしたらいいかというところで研究を進めておりまして、これにつきましては関係省庁協力いたしまして進めているところでございます。

そういったことで、この研究を何とか充実させたいと思つておりまして、そういう形で今後とも、やはり地元の要望というのは何にしても大事でございますので、地元の方々の要望を聞きながらこういった地域密着型の研究というのを推進してまいりたい、このように考えているところでございます。

○星川保松君 そのほか、予想しないといひますか、雪国の体験をしないともうわからないやうないろんな問題がございます。

もう一つ例を挙げますと、うちの方で最初消雪装置というのをつくつたんですよ。いわゆる雪を消してしまふということで、井戸水の熱を利用してパイプで道路の両側に噴き出すわけです。これは非常によくつくことはきくんですよ。ところがそれをやりましたら、今度は銀行のやうな金のあるところは自分の屋敷に深井戸を掘つてそれで自分のところでやつちゃうわけですよ。そうすると、それよりも浅い近所の井戸は全部もう枯れてしまつたわけですよ。そういうふうになると、やはりそれは干渉はできないし、権利はあるんでしようし、自治体としてもこれは何ともいひやうがないわけですね。それでもう枯渇状態で、消雪という装置は限度です。

で、やはり先ほどいひましたやうな流雪溝ですね、今これが一番いいと思つているわけですよ。けれども、これとて非常に運用が難しいんですよ。とひひますのは、寒中になつて気温がマイナス十度ぐらに下がつてまいりますね。そうしますと、

入れた雪がゼリー状になってくるんですよ、さあ。最初流しているうちに両方にこぼがつくんですね。二メートルぐらいの溝ですけれども、その両側にこぼがついてくるんですよ。それでゼリー状になってびたつととまるんですよ。それを知らないでおりますと、その上に水を流したのが洪水になるわけですよ、物すごい。その洪水が今度床下浸水になるわけですね。私が市長のときにもこれで住民から怒られたんですけれども、もう大変な雪の質の変化、気温の変化によってそういうふうに変わってまいりますので、やはり溝さえつくれば、もう水を流しさえすれば雪が流れていくというような単純なものではないんです。ですから、そういうことで雪というのは非常に姿を変える。

前に、私の町じゃないんですけども、隣の町の学校の体育館がつぶれたことがありました、雪の重さで。そのときに県の教育委員会の方では、何センチでしたかちよつと忘れましたが、一メートル何ばぐらいでしょう、積雪があったら雪おろしをしないという通知を出してあったんですよ。ところが、そこまできかないうちにつぶれた、建壊基準法じゃ一平方メートル二百十キログラムですが、それに耐えられるようにつくっておきなさいとなっているんですよ、その冬の途中に雨が降ったんですね。降った雨が全部雪の中にしみ込んで凍っているわけなんです。だから比重がどんどん高くなっていったわけなんです。それでその指導の積雪量に達しないうちにそれがつぶれた、幸い犠牲者はありませんでした。そういうことで、私はそれ以来県の方に、それは雪に対する全くの無知じゃないかと、雪というのは単なる高さではかるなんというのじゃない、これはやはり比重を加味して警戒も出すようにしなくちゃいけないんじゃないかと言ったことがあったわけなんです。

そういうふうに、もう降った雪はさまざまに変化をして、さまざまな害を及ぼすわけですよ。ですから、そういう事例はまたその所によって違うわけですから、住民が本当に使えるようなそういう研究というのは、やはりまだまだ広範囲にわたって広範な研究をしないままに本場に物になるような研究ができないんじゃないかという気がするわけなんです。

それで、時間がとても三十分じゃななんですけれども、雪の問題というのはもう各県にわたっているんですよ。これは科学技術庁に聞いてもわからないと私言われたんですが、これから雪がだんだん降らなくなってきたらいいの、いわゆる温暖化によって雪が降らないのか、あるいは周知によって降らないのか。それは科学技術庁のあれじゃ答えできませんというのでやめたんですが、それは気象庁の分野だということですね。それから今度は道路の除雪、河川の融雪災害とか、災害が何にもないときでも融雪災害というものは必ずあるんですよ。それからいわゆるダムの問題です、山の雪を利用する。それから住宅の問題、これは建設省。それから今度は、いわゆる農水省の林業と雪です。それから果樹なんかと雪の問題があるわけですよ。それから国土庁もやはり地域開発となれば豪雪の問題は当然出てくるわけなんです。それから今度は、豪雪地帯を指定しているような特例措置をしているわけですが、そうすると何か総務庁あたりも関係してくる。

それから今度、雪国の小中学校あたりの子供たちについて雪の教育をしているかということでは教科書から抜粋して調べたことがあるんですよ。大変これは寂しい限りでありますけれども、そういうことからしますと教育と雪の問題もある。それからスポーツと雪の問題もある。そうすると文部省ですね。それから今度は、豪雪地帯というものは保存食がなかなかできないわけですよ。それで漬物とか何かいろいろなものをつくる。簡単に保存食をつくるのはやっぱり塩漬けなんですね。そうすると塩分を余計にとるということで健康問題が出てくるわけですよ。そうするとこれは厚生省も関係してくるわけですよ。それから今度は、

さっき私が言いましたように雪おろしに大変な金がかかる。そういうことについていわゆる税控除をしてくれるとかなんかなりますと、それは大蔵省も関係してくるわけですよ。それから自治体についてのいわゆる交付税とか特別交付税とかいう対象になっていきますけれども、自治省が関係してくるわけですよ。ざっと見ただけで十の省庁が関係しているわけですよ。

ですから、私はこれがみんなばらばらに雪対策、豪雪対策をやっているというのではやはりまずいんじゃないかという気がするんですが、これはどこか調整しているようなところがあるんじゃないか。

○政府委員(井田勝久君) 現在、政府全体としては、豪雪地帯対策基本計画というのをつくりました。これに基づきまして関係省庁協力してやる、こういう体制になっております。

現在の豪雪地帯対策基本計画と申しますのは昭和六十三年の三月閣議決定されたものでございまして、全体から申しますと、「交通、通信等の確保に関する事項」でございまして、「農林業等の振興に関する事項」でございまして、「生活環境施設等の整備に関する事項」、「国土保全施設の整備に関する事項」、「雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項」、それから「特別豪雪地帯に関する事項」となっております。これにつきまして政府全体として進めておられます、全体の取りまとめは国土庁がやっております。私どもはこの中にあります第五項の「雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項」というような項目の中の一つとして研究開発の推進ということをやらしていただいているわけでございます。

ただ、私どももいたしましては、いろいろこういったところでやっておりますが、新庄の支所にいたしましたも長岡の研究所にいたしましたも、雪に関する研究所としては非常にその地域にとつて大事なものでございまして、それからそういった専門的なものというのは非常に少ないわけでございます。ですから、その研究所自体は雪に関する有益なデータを持つておまして、そういうものをいろいろな形で活用してやはり地域にお役に立つようになさるべきかぬというのを考えております。そういう意味で、これからやはり地域の、例えば新庄の場合ですと周辺市町村の集まりのようなものがございまして、そういうところでいろいろな御意見を聞きながらやはり地域に密着した研究をこれから進める必要があるんじゃないか、このように考えているところでございます。

○星川保松君 今までのいろいろな言うてきましたことは、いわゆる雪の害の方でありますけれども、これを生かしていかうではないかというようになことを今いろいろ言われているわけですよ。ただ、そちらの方もなかなか進んではおらないようでありまして、日本全国で何億トンの雪が降るか私は存じませんが、そのうちの果たして何十トン利用しているかわかりませんが、まだ本当に微々たるものだと思ふんです。いろいろな雪とか和雪とか利雪とかという言葉を使いますが、何とかしようというような動きもあるわけですよ。

確かに雪というのは、例えば山に降る雪というのはこれはもう春まで高いところに蓄えておくことができる水資源なんだというふうに考えれば、これは利用しないはずがないんですよ。ところが、それが今のところはほとんど解けて一挙に流れますから、結局川の堤防やいろいろな施設をぶつ壊しながら、災害を起こしながら海に捨てられていくわけですよ。そういうこともありますし、それからあるところではいわゆる雪室などをつくりまして、冷蔵庫の中に苗木なんかを入れておきますとこれは乾燥してだめになる、ところが雪室の中は湿度も非常にいいので眠ったまま苗木が保存できる、それを適当なときに出して、季節外れのイチゴとかいろいろなものを出すことに利用するとか、いろいろな工夫をしておるようですね。ただ、そういうことをやっておるのもみんな個々ばらば

らにやっておるようなんですよ。だからそういう雪の利用、活用ということについても、私はできるならば科学技術庁あたりが中心になって、それで連携をとりながら、基礎的なデータを提供しながら、またそれを集めながら研究をしていくということをやった方がいいかなりのものができるんじゃないか、こんなふうにも考えておるわけでございます。

でありますから、いわゆる世界一の豪雪に対してはやっぱり世界一の対応をしないといけないという認識に立ってこれから科学技術庁は頑張っ

てほしいということが今回の質問の趣旨でございますが、長官から一言感想をお伺いして終わりたいと思います。

○国務大臣(谷川寛三君) 私は何年か前に豪雪の時期に青森県へ雪害調査に参りました。私は高知県でございますが、南の者には想像もできないような状態でございます。豪雪地帯に住む多くの人々の御苦労につきましては、ただいま星川先生から承りました。そういうお話も承りながら、豪雪につきましては研究を進めていくことが本当に大切なことだと改めて認識をしているところでございます。御指摘がありましたことも十分踏まえまして、今後とも一層雪害の研究には力を注いでいきたいと考えておるところでございます。

○委員長(及川順郎君) 本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十分散会

三月三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、研究交流促進法の一部を改正する法律案

研究交流促進法の一部を改正する法律案

研究交流促進法の一部を改正する法律案

研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)

の一部を次のように改正する。

第十条を第十二条とする。

第九条中「国の試験研究施設を管理する機関」を「国」に、「当該試験研究施設を」を「その研究のために国の試験研究施設を」に、「当該機関」を「国」に改め、同条を第十一條とする。

第八条の見出し中「国際共同研究」を「国の行う国際共同研究」に改め、同条を第十条とする。

第七条の見出し中「国際共同研究」を「国の行う国際共同研究」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い)

第九条 国は、その委託に係る研究であつて本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関(以下「外国法人等」という。)とが共同して行うもの(産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号)第十条第一項に規定する産業技術に関する国際共同研究を除く。)の成果について、次に掲げる取扱いをすることができ。

一 当該成果に係る特許権若しくは実用新案権(以下「特許権等」という。)又は特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利のうち政令で定めるものについて、政令で定めるところにより、その一部のみを受託者から譲り受けること。

二 当該成果に係る特許権等のうち政令で定めるものが国と国以外の者であつて政令で定めるものとの共有に係る場合において、当該国以外の者のその特許発明又は登録実用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、又は時価よりも低い対価を受けること。

三 当該成果に係る国の特許権等のうち政令で定めるものについて、当該特許に係る発明又は実用新案登録に係る考案をした者が所属する本邦法人又は外国法人等その他の政令で定める者に対し、通常実施権の許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定

めること。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者(同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。次項及び次条において「任命権者」という。)」を「任命権者」に改め、「前条第二項第二号に規定する者を除く。」を削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(研究公務員の任期を定めた採用)

第三条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者(同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。次条及び第五条において「任命権者」という。))は、同法に基づく人事院規則の定めるところにより、研究公務員(前条第二項第二号に規定する者を除く。次条において同じ。)の採用について任期を定めることができる。ただし、次条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

平成四年三月二十三日印刷

平成四年三月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局